

学位請求論文

日本古代在地社会の研究

仏教文化専攻

門井慶介

目次

序章……………1

第一部 古代在地社会の「村」……………9

第一章 八世紀の家地売券にみる「村」……………10

はじめに……………10

第一節 「山背国宇治郡賀美郷家地等売買券」にみる「村」……………12

第二節 「野田村」木簡にみる「村」……………26

第三節 郷と「村」……………29

おわりに……………31

第二章 郡雑任田領の活動と在地社会……………35

はじめに……………35

第一節 「加賀郡勝示札」にみる在地社会……………36

第二節 郡雑任の活動……………41

第三節 八世紀の田領……………46

第四節	九世紀の田領	51
おわりに		53
第三章	五十戸組織の変遷と在地社会	57
はじめに		57
第一節	先行研究における史料上の「村」の性格	58
第二節	五十戸組織の変遷	61
第三節	駅家と「村」	69
おわりに		72
第二部	古代在地社会における「村」の構造	74
第四章	日本古代在地社会における「村」と家	75
はじめに		75
第一節	「村」を構成する家	77
第二節	「村」と集落	84
おわりに		88

終章	117
おわりに	113
第三節 家と戸	106
第二節 家の構成員	98
第一節 家の建物の機能	91
はじめに	91
第五章 家の景観と人的構成	91

序章 ―日本古代村落史研究と本稿の目的―

八・九世紀の古代史料にみえる「村」とは何か。本論文は奈良時代以降の「村」を在地社会の構成基盤と位置づけ、古代村落について検討するものである。古代村落史研究の扱う時代の範囲は、理論的にはおおよそ五〜七世紀、史料的には八・九世紀が対象となる。周知のようにこの研究の先行研究は膨大であり、その成果や問題は村落史だけにとどまらず多岐に及んでおり、そのすべての論点を網羅することは難しい。ここでは古代村落史研究において重要な理論である首長制に関わる研究史を、吉田晶氏¹と小林昌二氏²の整理を参照しながらたどっていき、古代村落史研究を概観することにした。また現在での理論の位置づけや新たな問題視覚など近年新たに提示されている点にもふれ、本論文の検討課題と方法について述べていくことにしたい。

明治時代から一九九〇年代までの古代村落史研究の流れは、吉田氏と小林氏によっておおよそⅠ明治時代から石母田正氏以前、Ⅱ石母田氏の在地首長制論以前、Ⅲ在地首長制論以後という三期に分けて整理されている。石母田氏の研究は、研究史上のターニングポイントとして位置づけられる。石母田氏の研究はその主張から戦前と戦後に分けて整理され、戦前の研究³は①大化前代の社会ではいまだ家父長的個別家族が形成されず、地縁的村落共同体の成立に至らない過渡期の段階にあったこと、②日本令における五十戸一里の規定に、地縁的結合が形成され始めていた村落の自治的独立的な慣習や機能が吸収され、その発達が阻害されたこと、そのため日本における地縁的村落共同体は律令制が解体したあとに初めて発達したとする。この二つの点は、古代史における村落論の独立主題化という点で評価されるが、村落が政治的に無力であり、結果、人民の歴史的位置を村落論から把握できないとする点は問題とされる⁴。

石母田氏の戦後の研究は一九七一年の『日本の古代社会』で展開された在地首長制論である。この論では首長（律令制の郡司層を典型例と見る）が公権力に組織され、日本律令での村正規定の削除から共同体が公権力形成の単位になり得なかったことを推論するというものである。この論に対する賛否はさまざまであるが、現在も村落史研究において大きな影響力をもっている。

石母田氏の在地首長制論は、吉田晶氏の村落首長制論として、首長の支配構造のなかにある小首長の支配が基本的な支配構造であるとして批判的に継承された⁵。ほかに大町健氏⁶などの研究もある。また吉田孝氏は、文化人類学の成果を応用し、日本古代の親族組織を双系制社会であるとし、古代では家父長制家族の発展が一部にとどまり、共同体成員の流動的な社会では村落が自立できなかったとする社会像を提示した。この社会像が現在の古代村落像として通説的なものとして理解とされる⁷。このような首長制の展開をまとめた田中禎昭氏⁸は、「六・七世紀以降の『村』に、『未開社会』の共同体の新しい発展的段階的特徴を見出すことができるか否か」、そして「それはいかなる内容をもち、首長制・国家成立の問題とどのようにかかわっているのか」という論点を提示し、今後の古代村落史研究について「在地社会の首長制的秩序という論理的前提から『村』の『位置』を論じるのではなく、逆に民衆『相互』の諸関係集团的秩序の展開を共同体論として構築していくなかから、各段階の首長の『位置』と国家成立を問題にし得る新たな村落論が求められている」とする方法的転回を指摘する。今津勝紀氏⁹も同様に、地域社会の内実を首長制として理解できるかは実証しえず理念的な作業仮説にすぎないとし、田中氏の指摘を支持している。

さて首長制論に対して批判的立場から独自の村落論を展開したのが鬼頭清明氏¹⁰と小林昌二氏¹¹と関和彦氏¹²である。鬼頭氏は、集落遺構や墨書土器の出土分布などといった考古学の成果と史料上の「村」の文献的検討から、

七・八世紀の「村」は一般的に複数の集落から構成されるとし、その集落は各竪穴住居―竪穴住居の小グループからなる共同団体であったとする。小林氏は「村」を共同体的紐帯による集団的な農耕・開発活動が想定される農耕共同体として位置づける。関氏は、各国の風土記や『日本靈異記』などから「村」や集落の構造を抽出、村落の内部構造は家―親属―在家共同体（集落）―「村」であるとし、共同体をそれぞれ相対的に共同体的諸機能を担う諸集団の累積構造として把握しようとする。

以上のような研究から、古代村落の姿は理論的にかなり明らかにされてきているものと思われる。しかし従来の研究の動向は、このような理論の中に史料上の「村」をいかに位置づけるかであり、論者によって「村」の定義がバラバラとなっている。そのため古代村落のイメージは共通のものを生み出しにくい状況にある。これは、研究上の問題だけでなく、史料上の「村」がさまざまな形であらわれていることも影響しているものと思われる。

従来、史料上の「村」は自然発生的な自然村落として、その史料ごとの性格の違いや実態などを軽視して、曖昧な漠然とした村落というイメージで認識されてきた。この自然村落説に対する批判として、公権力による計画的な開発に起点をもつ計画村落¹³や律令制の編戸に伴って未編戸である村落を「村」としたとする未編戸村落¹⁴の指摘がある。この三つの「村」に対する認識はそれぞれ古代の「村」の一側面であったと考えられ、どれか一つの説をとって古代村落であるとするのは難しい。また鬼頭氏や平川南氏¹⁵、金田章裕氏¹⁶は史料上の「村」の性格を抽出し類型化している。これらの研究は必ずしも統一されていないが、「村」についての認識は一定の基準を得たことになる。今後の研究はこれらの成果に基づいて、それぞれの「村」を古代村落の具体的事例として検討していくべきであろう。

七世紀以降の古代村落は先述の田中氏が国家論との論点を提示していたように、律令制度との関係の検討も重要な

論点である。古代村落と密接に関わる律令制度は、籍帳が作成されることによって人為的に編成された五十戸の組織（里・郷里・郷を指す。以下全体を指す場合は五十戸組織とする）である五十戸組織。人為的に編成された組織である五十戸組織と「村」は対比できるものと考えられる。とくに郷里制の「里」の理解についてはさまざまな点で問題となるが、それについての詳細は第三章でふれることにし、ここでは吉岡眞之氏の五十戸組織と「村」の関係についてあげておく¹⁷。氏は①里制は「自然村落」の結合を分断して編成されたものか、「自然村落」を数個含むものか、「自然村落」そのものを制度化したものか、②「里」は「自然村落」そのものか、郷を機械的に分割したものかという論点を提示する。これらの論点は現在でも議論されているが、史料からはその構造や関係についてうかがうことが困難であることから、その説明は難しいものと思われる。また、五十戸組織そのものについても、近年では、律令国家によって、人為的な操作を受けて戸や五十戸組織は編成されていることから、そこに空間的領域を認めるか否かとする議論がある¹⁸。この点については、それが自然的であれ、人為的であれ、人の集団であるならばなんらかの空間的領域が存在するものと思われるが、必ずしもそれは前提とはならないとすることが妥当であろう。空間的領域は実際にあっても史料等にあらわれる場合には空間的な部分より、編成組織としての部分が重視されると思われる。史料上空間的な性格を帯びるのは「村」であったと考えておくのが現在の研究水準であろう。またこのような状況から「村」と五十戸組織にはズレが生じていたものと考えられる。史料上にあらわれる国―郡―郷―「村」という階層でも必ずしも「村」が五十戸組織に所属するとは限らないのではないだろうか。

研究動向ではないが、近年古代の「村」関係史料のデータベース化も行われている。館野和巳氏¹⁹によるデータベースは『和名抄』ごとの記載になっており、八世紀の「村」を一覧することができる。また「ムラの戸籍簿」研究会

では、古代から中世の郷・村史料の初出のデータベース化が行われている。

ほかに村落祭祀など「村」に宗教的な側面から検討する研究がある。義江彰夫氏が『令集解』巻二十八「儀制令」春時祭田条所引「古記」「一云」の記述を手掛かりに検討したことがきっかけである²⁰。義江氏は村落祭祀とそこでの出挙を通じて律令国家が「村」を把握したことを論じる。この史料によって村落首長の支配の内容や律令国家とのかわりを問題とすることが可能となったと考えられる。

以上のような古代村落史研究の主な流れがあるが、現段階ではどのような点が問題となるのであろうか。本稿のテーマに即して考えていくことにしたい。

まず、「村」の理解について、従来の研究ではその共同体的機能がどの程度機能していたのかが問題となってきた。これは「村」の史料だけではその構造や実態を知ることが困難であることからである。本稿では、先行研究で検討されてきた「村」の共同体としての性格を追及するということはせず、「村」の表記にこだわることにはしない。単純に地点を示すとか居住しているなどといった点にしかふれることができないが、古代社会において「村」と表記される理由を追及することで、理論上想定される形態に基づく「村」の理解ではなく、当時認識されていた「村」として実態に近い理解ができるのではないかと思われるからである。その際、在地社会において「村」を基盤に考えることはできないかという点も意識しておきたい。このように考えるのは、史料上の「村」の記載からは、一貫した性格を認識しにくいからである。先行研究において類型化された「村」の性格のうち、「村」が地点表記を示すという性格を「村」表記の基本的属性とし、それが在地社会においてどのように認識されていたのかを検討することで、「村」の新しい姿を指摘することができるのではないかと思われる。

これに合わせて、「村」の歴史の変遷の影響についても考えてみることにしたい。表記だけではその変化を捉えにくいが、「村」と密接に関係する五十戸組織の変遷という時間軸と検討することによって、在地社会の変化や「村」などに対する認識の変化の確認を試みたい。このような狙いは、先行研究を軽視するものではない。先行研究において「村」や村落についてかなりの部分が明らかにされているが、やはり「村」とは何かについては、明確な答えが得られていないからである。また従来の視点ではそれを明らかにすることは困難であると考えられる。本論文は、この点を考える一つの試みである。

第一部「古代在地社会の「村」」では、八・九世紀の史料にみえる「村」の分析を行い、「村」の復原と在地社会における認識について検討する。

第一章「八世紀の家地売券にみる「村」」では、山城国の宇治郡の家地売券などを取り上げ、「村」に居住する人たちの関係性を検討する。律令制の所屬と居住地が異なる点や皇族・貴族・寺家など在地社会における様々な階層の人々が「村」を中心に存在している姿を示す。

第二章「郡雑任田領の活動と在地社会」では、郡雑任の田領を取り上げ、それらの認識する「村」について検討する。律令国家と在地社会を結びつける田領の活動はどちらにも大きな影響をもって活動していたことを示す。

第三章「五十戸組織の変遷と在地社会」では、「村」と律令制の五十戸組織の関係について検討する。空間的に認識される「村」とはことなり、五五十戸組織は人為的な組織編成で、本来は空間的な性格を帯びていなかったとされるが、制度の変遷によって当初区別されていた認識が重複していくことを示す。

第二部「古代在地社会における「村」の構造」では「村」の内部構造について検討する。とくに家を中心とその景

観の復原、構成員の関係などを取り上げて当時の社会における姿を示す。

第四章「日本古代在地社会における「村」と家」では、家がどのような景観であったのかを売券や風土記、『日本靈異記』などから検討する。「村」と家の関係についてどのように史料上現れるのかについて示す。

第五章「家の景観と人的構成」では、家の構成員の関係を『日本靈異記』を中心に検討する。家の構成員の労働力編成やそれが編戸に与えた影響、当時の社会の状況などを示す。

【註】

- 1 吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）。
- 2 小林昌二『日本古代の村落と農民支配』（塙書房、二〇〇〇年）。
- 3 石母田正「古代村落の二つの問題」（『石母田正著作集』第一巻、岩波書店、一九八八年）。
- 4 前掲註2。
- 5 前掲註1。
- 6 大町健『日本の古代国家と在地首長制』（校倉書房、一九八六年）、同「村落首長と民衆」（『日本村落史講座』政治1、雄山閣、一九九一年）。
- 7 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）。
- 8 田中禎昭「古代村落史研究の方法的課題―七〇年代より今日に至る研究動向の整理から―」（『歴史評論』五三八号、一九九五年）。
- 9 今津勝紀『日本古代の税制と社会』（塙書房、二〇一二年）。
- 10 鬼頭清明『律令国家と農民』（塙書房、一九七九年）。同「郷・村・集落」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二集、一九八九年）。
- 11 前掲註2。
- 12 関和彦『風土記と古代社会』（塙書房、一九八四年）、同『日本古代社会生活史の研究』（校倉書房、一九九四年）。
- 13 直木孝次郎「古代国家と村落」（『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九八六年）。

- 14 八木充「奈良時代の村について」(『続日本紀研究』七卷九号、一九六〇年)、同「律令制村落の形成」(『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年)。
- 15 平川南律令国郡里制の実像』(吉川弘文館、二〇一四年)。
- 16 金田章裕『古代・中世遺跡と歴史地理学』(吉川弘文館、二〇一一年)。
- 17 吉岡眞之「郡と里と村」(日本村落史講座第四卷『政治Ⅰ』、雄山閣出版、一九九一年)。
- 18 岸本直文『和泉郡の条里』(和泉市史紀要一九集、和泉市史編さん委員会、二〇一二年)。
- 19 舘野和己『日本古代村落・都市空間の形成と変遷の復原』(平成一三年度「平成一五年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(S))」研究成果報告書、二〇〇四年)。
- 20 義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年)。

第一部 古代在地社会の「村」

第一章 八世紀の家地売券にみる「村」

はじめに

八世紀の「村」の様相はどのようなものであったのか。この時期の在地の景観は、集落遺構、出土遺物、文字史料、絵図などが用いられ、様々な視点からかなり鮮明に復原されてきた。しかしながらこのような復原研究が活発に行われている一方で、文字史料に見える「村」についてはふれられることが少なくなってきた。この「村」をどのように古代社会の中に位置づけるのか。この問題はやはり意識しなければならぬであろう。

「村」を含む古代村落については、すでに膨大な研究史の蓄積がある¹。村落史研究は、七〇年代に石母田正氏によって提起された在地首長制論とともに論じられてきた²。これは、総体的奴隷制による共同体支配を実現するものとして在地首長を想定し、政治的上部構造の観点から共同体の構造や生産関係へと視点を向けるものであり、この論自体の関心は律令国家と首長層への支配関係の解明にあるといえる。そのため、在地首長制論には、在地の共同体的性格を軽視あるいは無視してしまうという問題が含まれ、結論として古代において村落共同体というものが成立していなかったとされるようなものであった。このような論に対し、吉田晶氏は在地首長層である郡司層の下に実質的な支配層である村落首長を想定した村落首長制論を提起している³。村落首長に関する研究は今後も古代村落を理論的に捉える上で重要な視点である。このような研究に対して、清水三男氏は古代村落の地縁的紐帯を重視した村落論を展開し⁴、関和彦氏⁵、中田興吉氏⁶などがこれを継承している。とくに関氏は在地社会の中で作成された各国風土記や八世紀の村落像が説話の中に描かれている『日本霊異記』といった史料を取り上げ、従来の研究では指摘されな

った村落像を提示するに至っている。このような古代村落をめぐる研究状況の中で、田中禎昭氏は七〇年代以降の在地首長制論に基づく村落史研究を中心に整理した上で、「在地社会の首長制的秩序という論理的前提から「村」の『位置』を論じるのではなく、逆に、民衆『相互』の諸関係・集団的秩序の展開を共同体論として構築していくなから、各段階の首長の『位置』と国家成立を問題にし得る新たな村落論が求められている」という新たな問題視角を提示している⁷。また今津勝紀氏も古代村落について、①「古代社会の構造的基礎は村落に求めうる」、②「村落が重層的に構成された地域社会が存在する」、③「地域社会には何らかの核が存在する」、④「地域社会は列島中央部に形成された中心と何らかの関係をもつ」ものとし、村落研究の今後の課題として、これらの相互関係をいかに把握するべきかとする⁸。両者の視点はこれまでの村落史研究に照らしながら検討していく必要があるだろう。

ほかに鬼頭清明氏や平川南氏の研究は、史料上の「村」表記そのものについて検討を試みたものである⁹。史料上にあらわれる「村」の表記やその史料の性格などからいくつかの類型とその特徴づけがなされたが、あくまでも表記上の「村」の分類にとどまっており、「村」を古代社会にどのように位置づけるかという、「村」のあり方については言及されていないように思われる。五十戸組織である郷や「里」との表記の違いについてももう少し注目して、これらを含めた方法で「村」の社会的位置について検討を試みる必要があるのではないだろうか。

このような研究状況のなかではどちらかといえば理論的な分析ではなく、個々の「村」を一つづつ取り上げて検証していくことが必要なのであろう。そして、できるだけ具体的な「村」のあり方を確認し、それを古代社会像の中に捉えなおす必要がある。

さて、八世紀の史料における「村」という用語自体は『続日本紀』（以下、『続紀』）などの律令国家側の史料にも見

られる。そこには基本的に「国―郡―郷」の下に「村」という表記のみがみえ¹⁰、単に土地を指し示す際に使用されていることがわかるが、「村」そのものの内容についてはわからない。また比較的在地社会の様相がうかがえる各国風土記には、たしかに在地社会の形成過程をうかがい知ることのできる史料もある。それは律令制に先行する形として認識されている。同様に、『日本霊異記』（以下、『霊異記』）には、それぞれの説話の舞台として当時の生活の姿が描かれていることも確認できる。その中には「村」内の権利や秩序を示すものもある。

本章では、八世紀の「村」の姿を反映していると思われる家地売券を中心に取り上げることにした。ここで取り上げる売券にあらわれる「村」からは、「村」内に土地などを所有する人たちの姿が確認でき、「村」についての具体的な姿を知りうるものと考えられる。

これまでの売券研究では史料の豊富な北陸の東大寺領荘園の売券の分析研究などに優れた研究の蓄積があるが、あまり「村」について意識されていなかったのではないかと思われる。中でも畿内の売券についてはあまり注目されていない。

そこで畿内の売券に注目し、そこにあらわれる「村」のすがたや編成について検討したいと思う。とくに比較的豊富な記載を持つ「山背国宇治郡賀美郷家地等売買券」を中心に、「村」とそこに居住する人の関係を捉えなおすことで、八世紀の在地社会における「村」の位置を見出すことにしたい。

第一節 「山背国宇治郡賀美郷家地等売買券」にみる「村」

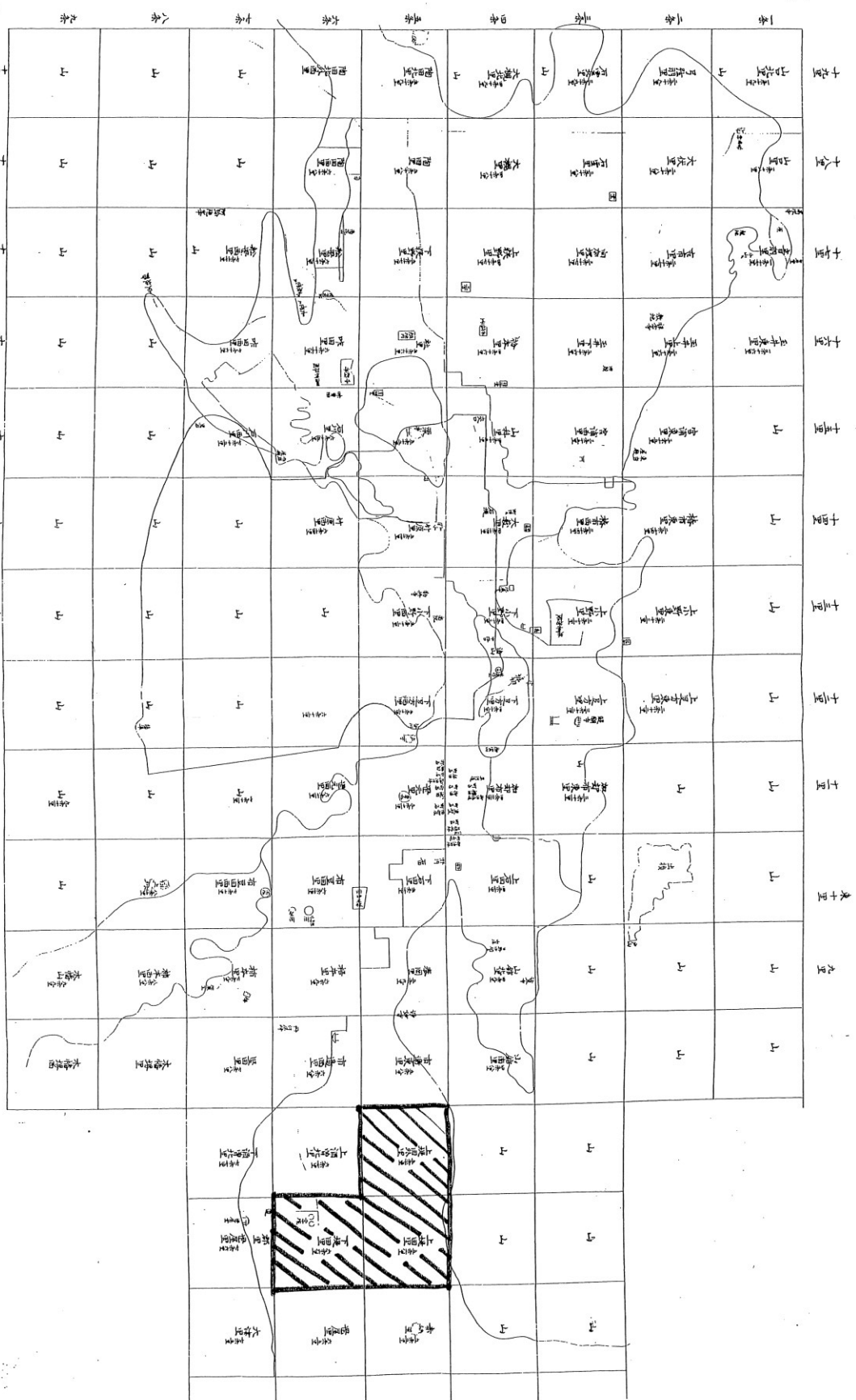
岸俊男氏は「山背国宇治郡賀美郷家地等売買券」（以下「宇治郡売買券」）¹¹の現地比定を行い、所属の錯雑性を指摘している。ここでは、その研究を確認しつつ、八世紀の「村」の中における土地所有の形態がどのようなものであったのかを確認し、「村」の編成についても検討していくことにしたい¹²。

この「宇治郡売買券」は、東大寺東南院文書の一部で、天平十二年（七四〇）から仁寿二年（八五二）までの計十六通からなる史料群である。『大日本古文書』（家わけ十八東大寺文書）の傍注から、仁平年間に整理されていることが考えられ、各一通づつ貼り継いで成巻されている。宇治華嚴院の寺領形成にともなう史料群で、一通目く十二通目（天平十二年く仁寿二年）は宇治華嚴院の寺領形成に関わる売買貢進関係の文書、十三通目く十六通目（すべて弘仁六年）は宇治華嚴院への施入物の台帳となっている。

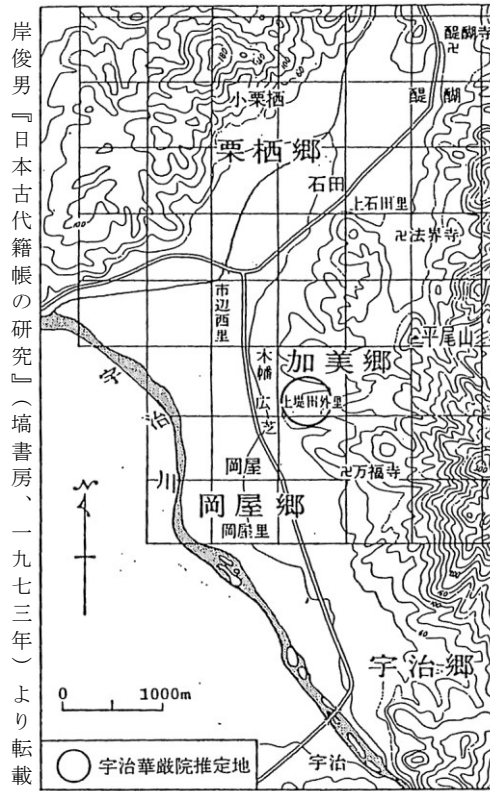
山背国宇治郡は、現在の京都市山科区と宇治市の一部にあたる。『和名抄』の宇治郡の項には、宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗の計八郷が列記されている。また岸氏は、この辺りは大和から近江に通じる奈良街道の近くの地点であることなどから集落も発達していたと指摘している。

さて、この地域の復原には「山城国宇治郡山科地方図」（地図一、以下「地方図一」）¹³が用いられ、現地比定が行われている¹⁴。この「地方図」には条里が描かれており、少なくとも本図が作成されたとする十世紀段階には宇治郡に条里が設定されていたことがわかる¹⁵。条里の設定は一般に七世紀からとも言われるが、「宇治郡売買券」中で条里呼称が見られるようになるのは承和年間以降であり、それ以前に土地の所在を表記する場合には、四至のみの表記もあるが、基本的には郷名や村名を用いている。そのため、宇治郡において条里呼称が定着したのは少なくとも承和年間以降のことであることがうかがえる。

【地図一】 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』近畿一（東京大学出版会、一九九二年）より転載・加筆。



岸氏によると、「地方図」の中の五条六里・七里、六条六里付近にみえる「上堤田」「下堤田」などの条里呼称がある地が「宇治郡賀美郷堤田村」の遺称地であり、現在の宇治市五ヶ庄付近であるとす。もともとの「村」領域については知りえないが、「地方図」の作成時期には「村」名が上下に分かれていることが確認できる。また、この賀美郷の南に岡屋郷、北に小栗郷があることもわかる。以上のような地理関係を示したものが地図二である。



【地図二】

岸俊男『日本古代籍帳の研究』（塙書房、一九七三年）より転載。
 それでは「宇治郡売買券」のうち、八世紀の「村」に該当する史料を見ていき、そこにおける土地所有のあり方を
 見ていくことにする。

【史料一】天平十二年（七四〇）正月十一日付「山背国宇治郡賀美郷長解案」
 （端書）
 「案」

謹解 申家地壳買券進事

合地捌段并屋式間 今売岡屋郷戸主道守臣人足
得買加美郷戸主宇治宿祢水通

相見聞証保長宇治連鈔 戸宇治宿祢大國
直錢五貫

矢田部造麻呂

葦占臣東人

出雲臣真粳

右肆人

天平十二年正月十日郷長道守臣益人

擬少領无位宇治宿祢惠都

主帳无位宇治連千庭

【史料二】天平十七年（七四五）十一月三十日付「次田連廣足宇治宿祢大國連署状案」

（前欠カ）

家壹区 丸木倉一間
草屋一間 地柒段佰八十步又山二町許

南家内 北門草山道 正東矢田部麻呂家

西宇治連奈多麻呂家 東北道守臣人足家

在部下賀美郷堤田村者、

右、宇治郡加美郷人夫宇治宿祢大国、以上件家、於藤原南夫人被貢已訖、因斯檢知之使中宮舍人少初位上次田連廣足、取其手実、及計録地数又所在倉屋之数、与大国共副告申郡司、如前、天平十七年十一月卅日檢知使少初位上次田連廣足

家貢人宇治宿祢大国

【史料三】天平二十年（七四八）八月二十六日付「山背国宇治郡賀美郷家地壳買券文」
（端書）
「院正券文自南夫人御手、上座得処者、」

謹解 申家地壳買券文進事

合地捌段屋式間 有宇治郡加美郷堤田村 直繩拾匹、稅布拾端

地主加美郷戸主宇治宿祢大国

以前地、壳進旧正三位藤原南夫人家已訖、仍具録状、謹解、

天平廿年八月廿六日

壳地人宇治宿祢「大国」（自署、以下同）

判郡司

大領外正七位下宇治宿祢「君足」主帳无位今木連「安万呂」

少領外從八位下宇治宿祢「都恵」

判国司

介從五位下勳十二等若犬養宿祢「東人」史生正八位上船連「田作」

史生從八位下大友村主「真君」

天平廿年十月十八日

【史料四】天平宝字五年（七六一）十一月二日付「山背国宇治郡大国郷家地壳買券文」

（端裏書）

「院東井戸矢田部豐嶋家券文」

（端書）

「院東御倉後所券文」

謹解 申壳買家地事

合地壹段

草屋一間
丸木倉一間

直錢壹貫伍伯文

北長尾山 東宇治宿祢乙白家
西法花寺尼公院 南田

右家地、大国郷戸主從八位上宇治連麻呂戸口矢田部造麻呂家地、此今壳与東大寺僧勝康常地已訖、仍具注状、以謹解、

天平宝字五年十一月二日

壳地主矢田部造麻呂

相知戸主從八位上宇治連「麻呂」

郷長多米連「小林」

証人正八位上三国真人「蜂目」

山村日佐「豊国」

(異筆1)

「判郡司

擬大領正八位上宇治宿祢「水通」主政正八位下神宮部造「安比等」

擬少領從八位上宇治宿祢 主帳外少初位上今木連」

(異筆2)

「先受錢二百文、十一月三日受錢七百七十文、又稻一斤^{冊文}合^分一貫文分度訖、

受人矢田部万呂正身」

【史料五】延曆十年(七九一)正月二十一日付「宇治宿祢豊川解」

(端裏書)

「宇治院島券文

本券文」

謹解 申応進稻代家地進納事

合四段 在長尾院西方

直稻八十束

右件家地小栗郷戸主從八位下宇治宿祢豊川云、今常地長尾院稻代進納已畢、仍注状立券文、以解

延曆十年正月二十一日專地主宇治宿祢豊川

知男同姓浄継

「依員給已畢、康」

同姓公守

二千文中 一千文稻代進
一千文請

まずこれらの文書に見える土地の所在についてだが、先の現地比定で確認したように「賀美郷堤田村」内の土地であると考えられる。この比定は条里呼称と九世紀の売券に見える記載からも問題はないと思われる。これらの土地の所有者たちの位置関係を確認する際に必要となるため、煩雑になるがそれぞれの文書について検討することにした。

史料一は、「岡屋郷戸主」が「加美郷戸主」に屋二間と地八段を売却している文書である。異なる郷に所属するもの間での売買であることがわかる。その保証人は「相見聞証」として保長以下四名が上げられており、そのすべてを記した文書を郷長が作成し、郡司に申請したことがわかる。ここに見える郷長については、岡屋郷であるのか賀美郷であるのかは明記されていない。このように郷長の所属が明記されていないのは、史料四も同様である。通常は「郷長解」として郷名が記載されるところが「謹解」となっているため、郷長の所属が不明となってしまっているのである。この点について、岸氏はこの土地の所在が「賀美郷堤田村」であることなどから賀美郷長としている。これに対して、小口雅史氏や加藤友康氏による指摘がある¹⁶。とくに加藤氏は、郷長解には郷長が土地を管掌する立場からのもとするか、売人の所属郷の立場からのもとするかという二つの見方がありうるとし、賀美郷の場合は前者にあたるが、郡内レベルでの田地管掌が可能な場合にあつては郡がその機能を果たしており、郷長には郷内の田地管掌

に基づいた立券機能はないと指摘し、ここでは岡屋郷長とすべきであるとしている。ここでは八世紀の他の郷長解において、売主側の郷長である場合がほとんどであること、史料一では売主と郷長の姓氏が同じであること、また④では郷名の記載が一つしかないことなどが確認されることから、売主側の郷長であるとする小口氏や加藤氏の説をとりたい。史料一や史料四では、売買の対象となっている土地が所在する郷長はこの売買に立ち会うことができなかつたと考えられる。これは、宅地や畑など田以外の土地に対しては、比較的自由な所有が認められていたことに由来しているからであり、売主の意志が土地の売買に大きく影響していたことがわかる。

さて、ここにあらわれる保証人は史料二以降の文書にあらわれる四至から「賀美郷堤田村」に土地を所有していたことがわかる。その本貫についての岸氏の指摘は以下のようにまとめられる。

・道守臣人足 …… 岡屋郷。史料一では岡屋郷戸主で売主、史料二では売地の東北に家がある。

・宇治宿祢大国 …… 賀美郷。史料一では賀美郷戸口、史料三では賀美郷戸主としてみえる。

・宇治連鈔 …… 小栗郷¹⁷。史料二にみえる宇治連奈多麻呂と同一人物。

・矢田部造麻呂 …… 大国郷。史料三の四至にみえる矢田部麻呂と同一人物。史料四で大国郷戸主として土地を東大寺僧に売与している。

・葦占臣東人 …… 賀美郷。丹裏古文書第十二号の包紙に、賀美郷戸主としてみえる¹⁸。

・出雲臣真梗 …… 愛宕郡出雲郷。神龜三年（七二六）「山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳」に房戸の妹としてみえる¹⁹。

・道守臣益人 …… 大国郷。史料一で賀美郷長として署名する。売主の道守臣と同姓。

ここに見える人々の本貫はそれぞれ異なっていたことが確認できる。

史料二は、史料一から五年後の文書である。史料一のような売券とは異なり検地状である。この文書では、史料一の「賀美郷戸口」であった宇治宿祢大國が家一区と地七段一八〇歩と山二町を藤原南夫人に貢進するために検地を受けたことがわかる。ただしここでは「戸」ではなく「郷人夫」として見え、八段が七段一八〇歩と山二町と地数がやや異なっている。また①では明記されなかった土地の所在が「賀美郷堤田村」として明記されており、その四至には史料一の売主や保証人の名前が確認できることから、四至に見える人々はそれぞれこの「堤田村」に土地を所有していたことがわかる。四至はすべて「家」とあり、それぞれの所有する「家」を示しているのだが、「南家内」とあるのはこれだけでは何を指すのか明らかではない。ただし、どのような地目であるのか不明であるが、貢進主の宇治宿祢大國の家の一部が対象となっているものと思われる。この文書で最も注目すべき点は、天皇夫人に貢進するための文書であることから、「堤田村」の土地を皇族が所有するようなことがあったのではないかと思われることである。このような例は、この土地が比較的発達していた集落であることも影響していると思われるかもしれない。さらにこのような検地の場合、郡司と売主に対して申告していることから、在地のルールのようなものの上で行われていたことがわかる。なお、大國の貢進先である藤原南夫人は聖武天皇の夫人である。

史料三は、史料二から三年後の文書である。史料二のように宇治宿祢大國から藤原南夫人とのやりとりではあるが、大國が「賀美郷戸主」となり藤原南夫人「家」となっている点、史料二では貢進であったものが売買関係となっている点、地積数が屋二間地八段となっている点などに違いがみられる。

まず藤原南夫人家の動きについて注目しておきたい。藤原南夫人は『続紀』によると天平二十年の六月に薨去している。このことから売買は本人ではなく、藤原南夫人家として売買が行われていることが推察される。また、この文

書の端書には、「院正券文自南夫人御手、上座得処者」とあり、これが事実であるとする。南夫人が薨去する前に何某かの上座が直接、院正券文を得ていることが知られる。作成年代と南夫人の薨去に違いが見られることは不信であると言わざるを得ないが、この土地には南夫人ゆかりの何らかの施設のようなものがあつたために、この土地の所有者を明らかにする必要があり、急遽作成されたものではないだろうか。この文書の特殊性は、他の文書にはない国判を得ている点からもそのことは推測される。少なくともこの段階で「賀美郷堤田村」における南夫人家という皇族の所有する土地が成立していたことになる。

次にこの文書の地積数について注目しておく。地積数等は史料一と同様に八段であることがわかる。ここで問題となるのは、史料一・三と史料二がどのような関係にあるのかについてである。小口氏や加藤氏がこの土地をそのまま同一のものとして見ることは問題があるとしていることはもつともである。しかし、冒頭でも確認したように「宇治郡売買券」は基本的に「賀美郷堤田村」内の土地の所有の変遷を示す文書がほとんどを占めており、それぞれが近接しあうような所在であることが確認される。また史料一・三は八段と同じ地積数であり、史料二のみ七段一八〇歩と山二町として違いが確認されるが、実際に史料一での保証人を含んだ人間関係があり、史料二の四至表記によってそれら保証人の家が東西南北隣近所であつたことなどが確認できる。このように、土地の所有関係とそれに伴う人間関係のつながりが密接に確認できることから、やはりこれらは同様の土地としてみておきたい。

史料四は、史料三から十三年後の「大国郷戸主宇治麻呂戸口」と東大寺僧との売買文書である。屋倉二間と地一段が対象となっており、その土地の所在を示す記載は確認できないが、この地は「賀美郷堤田村」内にあつたものであると思われる。売主の矢田部造麻呂は史料一・二の文書に保証人などとしてみえていた人物である。四至には「法花

寺尼公院」という施設が確認され、のちの宇治華嚴院につながる施設であったと思われる²¹。さて、この文書は先に見た①と同様、郷長解であると思われるが、やはり郷名の記載がない。ただし、この文書にみえる郷名は大国郷のみであり、したがって郷長の所属は大国郷となる。このことから、売券の作成主としての郷長は、売主側の郷長と考えられる。史料一同様、証人の存在にも注目される。史料一の保証人の場合、その所属や所在についてよく確認することができたが、この文書に見える保証人たちについては四至にもあられず、詳細については不明である。そこで『新撰姓氏録』でその本貫地を確認してみると、多米連氏は山背国や摂津国、河内国などの諸国に居住していることが想定できる。また三国真人氏は越前国に本貫をもつが山背国宇治郡にも分布していることが知られる。山村曰佐氏も山背国相楽郡に本貫をもつことが確認できる。このことから、ここに見える保証人も山背国宇治郡周辺に居住していた可能性がきわめて強いことがわかる。

また、この文書の売り主は大国郷の戸口であるが、保証人となっている者は「従八位上宇治連麻呂²²」や「正八位上三国真人蜂目」といった官人であることは注目される。この「堤田村」内の土地の所有者は、官人層などへも広く及んでいることが確認できるのである。

史料五は、史料四から三十年後の「小栗郷戸主」から長尾院への土地の売買文書である。史料一・四と同様に土地の所在を詳細には記さず、四至も北と西のみの表記である。すでに史料一から約五十年経ているため、周辺の環境も変化していると思われるが、「宇治郡売買券」の成巻の過程からすると、ここはやはり「賀美郷堤田村」に所在するものと考えてよいだろう。小栗郷戸主が「堤田村」に土地を所有していることはこれまでの文書同様、他郷に所属する者たちの所有の例とすることができ。また、この土地の東にある長尾院についてははっきりとしたことがわからない

図一 「賀美郷堤田村」 所有家地配置概念図



が、④の法花寺尼公院と同様にのちの宇治華嚴院につながる施設であったと考えられる。この文書にあらわれる「知」は保証であると思われるが、その二人が売主とどのような関係であったのかについては不明である。

以上のような史料一〇五について岸氏の概念図に私見を加えて示したものが図一である。法華寺尼公院から長尾院への変化は、史料上明確ではないが、現在の史料の配列などから直接関係するものと考ええる。

さて、この「賀美郷堤田村」では、岸氏が明らかにしたように複数の郷に所属する人たちが土地を所有していることが確認された。その所有者について確認してみると、「賀美郷」の周辺の郷に所属する人たちであることが確認できる。また、この所有者は宇治郡内の周辺の郷にとどまらず、天皇夫人や官人層などにも及んでいることも確認できる。このような「堤田村」内の土地の所有者の広がりや交通の要衝であったとされる地理的特徴なども含めて、この「村」の位置について考えてみたい。

「村」は、鬼頭清明氏が指摘するように「人の現実の居住区である」²³。そのため「村」は在地の状況に応じて編成されていく中で発生したことが想定される。これは「堤田村」においても同様のことであったと思われる。そして、八世紀には一般の在地の人たちの居住のみならず、皇族や官人あるいは寺院が土地を所有するような複雑な所有関係を有する「村」となっていた。在地の人たちもまた、郷の所属にかかわらず他郷に所属する土地を所有しているこ

とから、この「堤田村」ではあらゆる階層の人たちによる土地所有がわかった。また、保証の関係からすると、ほとんどの場合、この「堤田村」に居住していたと思われる。推測に頼るところも少なくはないが、少なくとも「堤田村」において在地の人間が居住しその他の人たち所有するという状況であったことは事実であろう。つまりこのことは、「村」は在地の人々が生活するという世界のみではなく、様々な階層の人間が土地を所有していたという一面を表している。さらに付け加えるならば、「宇治郡売買券」に見られる保証は地縁的な関係に基づいて成り立っていることが知られ、その地縁的な関係は官人などの階層差に関わらず成立していたことがわかる。

以上が「宇治郡売買券」に見える「村」の位置である。交通の要衝地であるこの地の「村」は、在地社会の中で「堤田村」として認識され、そこには賀美郷のみならず周辺の諸郷に所属する人びとも居住していたと思われる。また在地の人間のみではなく皇族や官人などが土地を所有していたことが確認できた。五十戸組織の所属の枠組みと異なる「村」を中心とした社会が在地においては展開していたと考えられる。問題となるのは、この「村」を基盤として所属の錯雑した状態が一般的であるか否かである。同時代の他の売券からは、ここまで判明するものはない。しかし、近年発見された売券木簡には、ここで見た「村」あり方と同様な事例がうかがわれるものがある。節を改めてみていくことにしたい。

第二節 「野田村」木簡にみる「村」

前節で確認できたような「村」の複雑な土地所有のあり方は一般的であったのだろうか、二〇〇七年に出土した天

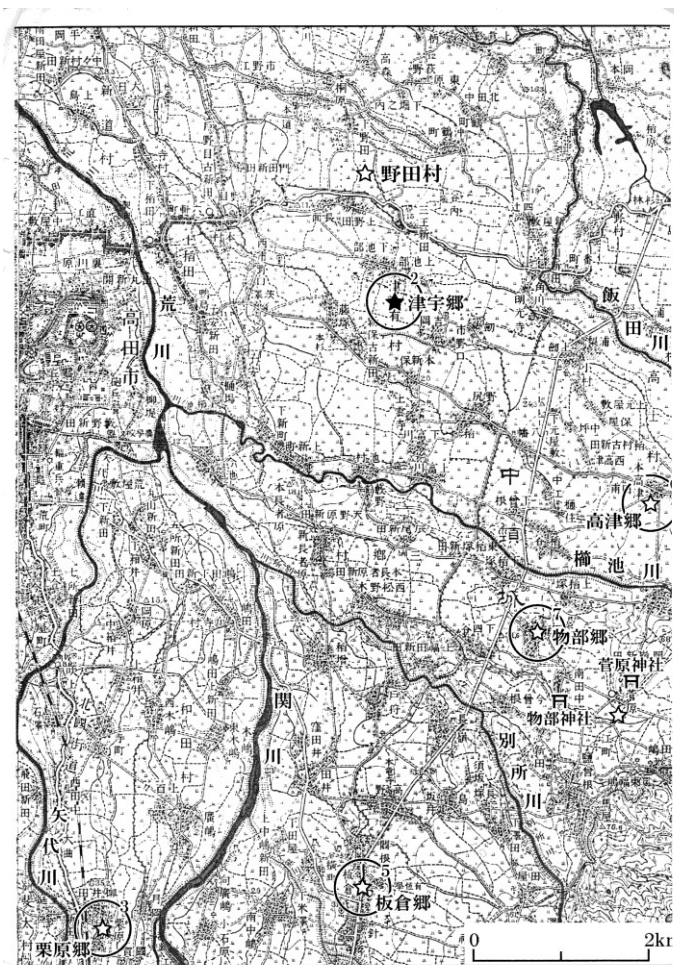
平七年（七三五）の年紀を持つ越後国頸城郡野田村の記載がある木簡を見ていくことにしよう。

【史料⑤】延命寺遺跡出土二十一号木簡^{2,4}

（表）・「物部郷□□里戸主物部多理丸□（口カ）
物部鳥丸野田村奈良田三段又中家田六×
□（有カ）人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗」

（裏）・「田沽人多理丸戸人物部比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□（呂カ）」

大山喬平『日本中世のムラと神々』（岩波書店、二〇一二年）より転載。



【地図三】

この木簡は、下端部右下が一部損傷しているが、表面には「物部郷□□里」の戸主物部多理丸の戸口である物部鳥丸が野田村に所有していた奈良田・中家田と呼ばれる田を、「伊神郷」の酒君大嶋に直米二石一斗で売ったことが書かれている。また裏面からは、この売買が多理丸の戸人（戸口）である物部比呂が「田沽人」として、天平七年三月二十一日に田領神田君万呂の下で行われていることがわかる。

この木簡の発見された延命寺遺跡は、新潟県上越市大字下野田字延命寺にある遺跡で、飛鳥

時代から奈良時代にかけての掘立柱建物・溝・畑・水田跡が検出されている。この地は、奈良時代には越後国頸城郡内に位置しており、『和名抄』には頸城郡に沼川・都有・栗原・荒木・板倉・高津・物部・五十公・夷守・佐味の十郷が所属していたことが確認できる。地図三はこの周辺の状況を図示したものである。

この木簡には、「物部郷」「伊神郷」「野田村」などの郷名や「村」名が確認できる。それぞれの比定地を確認しておくとして「物部郷」は現在の新潟県上越市清里区に、「伊神郷」は『和名抄』にみえる「五十公郷」に転訛したものと想定され、新潟県上越市三和区にそれぞれ比定されている²⁵。「野田村」は『和名抄』に郷名としても確認できないが、遺跡周辺には上野田・下野田の地名が残っており、延命寺遺跡付近にあった「村」であったことは疑いない。大山喬平氏はこの「野田村」を含む周辺諸郷を、『和名抄』郷の記載順、明治行政村の遺称地調査、および墨書土器の記載などを通して、現在地比定を行い、その上で「野田村」が奈良時代には都有郷に含まれていたのではないかとしている²⁶。地図三によれば「野田村」は「宇治郡売買券」の事例とは異なり、周辺の郷からある程度離れたところに比定されている。物部郷や伊神郷に所属していた人たちの「野田村」の耕作地はかなりの距離があったと思われる、日常的な移動は想定しにくいのではないだろうか。このことからすると、堤田村の事例と同様に、「野田村」を基盤とした所属の錯雑性に伴う地縁的な状況を想定できそうである。

さて、この木簡に見える売買に関する人間関係を確認しておく。売主は「物部郷□□里」戸主物部多理丸の戸口である物部比呂、買主は「伊神郷」の酒君大嶋である。売地は物部鳥丸が都有郷の「野田村」に所有していることがわかる。「相知」は保証人のことであって、田領神田君万呂がこの売買を保証している。田領とは郡雑任である。ここから、ひとまず事実としてあげられるのは、物部郷に所属する人物が伊神郷に所属する人物に「野田村」に所在する田

を売っていることである。「野田村」における所有としては、「賀美郷堤田村」と同様にこの「野田村」に異なる所属郷の者たちが土地を所有していたということになる。天平七年において越後国で、「村」のあり方の例として確認できた。問題となるのは、「野田村」に田を所有している物部鳥丸と売主の物部比呂の関係である。両者とも物部郷□□里に所属する戸主物部多理丸の戸口であることがわかる。ただし同一の戸内での売買関係についてほかに類例を確認できない。大山氏は発音から物部多理丸と鳥丸は同一人物であろうとしている。そのようにとった場合でもやはり、なぜ所有者である鳥丸が売主となっていないのかが問題となる。前節でみてきた売券のうち史料三は戸主として、史料四は戸口として、それぞれ田売主として所有者本人の名前が確認できる。「宇治郡売買券」よりも年紀が古いとはいえ、所有者と売主が異なるのは疑問である。「野田村」に所在していた物部比呂が同じく所在していた酒君大嶋に対して田地を売ってしまったのではないかとの推定も成り立つのではないだろうか。この所有者と売り主の関係は使いとして署名していることも想定でき、売買の契機について一つの事例として注目されるのではないだろうか。

以上によって、天平七年段階において、「村」の土地所有のあり方は郷の所属に影響されずに行われていたことが確認できた。当該期の越後国は辺境地域であり、発達した集落ではなく一般的な「村」であったことが想定される。そのような「村」において同様の事例を確認できた。

第三節 郷と「村」

さて、前節までそれぞれの売券にあらわれる「村」のあり方について確認してきた。ここでは、本稿で取り上げて

きた「賀美郷堤田村」と越後国「野田村」から、郷と「村」の関係について見ていくことにしたい。この郷と「村」の関係については、吉岡眞司氏によって整理が行われており、それによると、郷（＝里）は人為的区分、「村」は自然的区分とみなされるとしている²⁷。ただし、史料上の区別はそこまで厳密にされているとは言い難く、同一視されがちである。

まず、郷について基本的な点を確認しておく。郷は律令制の戸別人身支配に際して設定された地方行政単位の末端の組織である。一郷は五十戸で編成され、戸主を筆頭に籍帳が作成され徴税や徴兵の単位として利用される。この制度には変遷があり、とくに靈龜三年（七一七）～天平十一年（七三九）末から天平十二年（七四〇）の間には五十戸一里の里を郷と改め、その下に「里」を設置する時期があった²⁸。この郷里制についてはそれを直接定めた法令がみえず、施行目的がはっきりしないが、「里」は村落を把握するための組織であったとされることが多い²⁹。どのようであれ、郷は人の所属を示すことが基本的な性格であるといえる。

さて、山背国賀美郷の事例の場合、賀美郷内に所在する土地が周辺他郷の人によって所有されている。この土地の所属は賀美郷となるか他郷の所属となるかという問題があった。郷の問題として土地の所属に関することを考えられることはできるのか。

たとえば郷が人の所属を示すという例は、神龜三年（七二六）の「山背国愛宕郡出雲郷雲上里・雲下里計帳」に、逃亡人の逃亡先が記載されている戸や、戸主などが官職を得て所属郷から離れているような事例から確認できる。この計帳からは、その土地におらずとも所属郷には変更がないことがわかる。これはほかの籍帳にも見られることであり、当時の社会では一般的な事例であることがうかがえる。郷の土地の所属についてここから考えることは難しそ

である。また、岸俊男氏は東大寺の北陸莊園の口分田班給が郷や郡を隔てた地域にも及んで班給されていることを明らかにしている。このような事例からすると、郷の所属と土地の所在に違いがみられることは、当時の社会においては一般的な現象であったといえよう。その場合、所有する土地は、「野田村」木簡の場合において確認できるように、戸口レベルで行われていた可能性が高い。これらことから郷は土地の所属に関する問題を解決できないものと考えられる。そこでこれを解決するには「村」を重視しなければならない。

「村」は基本的に郷よりも土地の所在を示すという性格で理解されている。そのような特徴は、「野田村」のように人の所属を示す郷とは別の領域として存在していたこと、また「堤田村」も売主の所属に変化があっても売買の中心地であった。これは「村」が在地住人の生活の基盤であったということを反映して、土地の所在を示すとして理解される。これらのことから、郷と「村」の関係を想定するならば「村」を基盤とする在地社会が存在しており、そこに所属を示す郷が別に存在することになる。このような在地社会の構造は古代社会一般のものと理解してもよいのではないだろうか。

また、この生活の基盤であった「村」内では、その所属に関わらず売買の保証人となる際には、表面にあらわれず全員並列に扱われている。これは律令制の所属とは別に「村」独自の世界が成立していたことを想定させる。

おわりに

以上、岸俊男氏の研究をたどりながら「賀美郷堤田村」について検討し、これを一般化する意図でわずかな事例で

はあるが越後国「野田村」の事例について考察してきた。そこには、岸氏の指摘の通り、様々な所属する郷の違う人たちが「村」の中に土地を所有している姿を確認することができた。そして具体的には確認できなかつたが、「村」の中の人たちがいわゆる百姓などの一般的な農民だけによるのではなく、特殊な場合には皇族が土地を所有したり、あるいは官人が「村」の住人となって土地を所有したりするなどのあり方も確認できた。

また、「村」内における保証関係は売地の東西南北あるいは近隣などの所有地との関係で生じる関係性で結ばれていることを確認した。これは、吉村武彦氏の指摘する、当時の社会には地縁的なつながりが残っていたからこそ結ばれていたものである。ここから郷と「村」の関係について確認してみると、土地の賃祖および売買の保証となるには「村」を基盤として日常的に見知った上で成り立つ関係があり、そこに郷などの所属が設定されていたことが想定できるのではないか。

今回扱った「村」の事例では、「村」の構成員を土地所有の面で確認してきた。限られた史料の中から「村」のあり方を見ていくことは難しいが、「村」に官人や寺院などによる土地の所有が確認できた。このような細かな事例を一つ一つ積み重ねていくことで、八世紀の「村」の姿や性格といったものを確認していくべきであろう。

【註】

¹村落史の研究史については、八〇年代以前については吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）、八十年代以降については吉岡眞之「郡と里と村」（日本村落史講座第四卷『政治Ⅰ』、雄山閣出版、一九九一年）、内田忠賢「奈良時代の『村』研究の問題状況」（『風土記研究』十一号、一九九一年）、小林昌二「村落史研究のあゆみ」（日

本村落史講座第一巻『総論』、雄山閣出版、一九九二年）、田中禎昭「古代村落史研究の方法的課題―七〇年代より今日に至る研究動向の整理から―」（『歴史評論』五三八号、一九九五年）などにくわしい。

2 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）。

3 吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）。

4 清水三男「奈良時代の村」（『清水三男著作集』第一巻、校倉書房、一九七五年）。

5 関和彦『風土記と古代社会』（塙書房、一九八四年）。

6 中田興吉「郷里制の施行と村落」（『歴史学研究』五五〇号、一九八六年）。

7 前掲註1、田中論文。

8 今津勝紀「首長制論の再検討」（『歴史評論』六二六号、二〇〇二年）。

9 鬼頭清明「郷・村・集落」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二集、一九八九年）。平川南「古代における里と村―史料整理と分析―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇八集、二〇〇三年）。なお、歴史地理学の方面からの研究として、戸祭由美夫「古代史料にみられる村地名について」（『人文地理』二十八―五、一九七六年）がある。

10 この史料上にあらわれる違いについては別に検討する必要がある。

11 「山背国宇治郡賀美郷家地売買券文」は、『大日本古文書』（家わけ第十八東大寺文書巻二）の傍注によると、仁平年間に整理されていることが知られる。一通づつ貼り継いで成巻されているが、整理以前の文書にあったと思われる東大寺印と「珍封」という文字が紙継目に半存する形で確認できる。そこに注目して整理してみると、この文書群をいくつかのグループに分けることができる。(1)一通目から七通目までは八世紀段階の寺領形成過程に関するもので、冒頭の天平十二年（七四〇）の文書の左端に東大寺印などが左半存しているが、ほかは内容的にもほぼ錯簡がないと見られる。(2)八通目と九通目は、承和年間における「五条上堤田外里」五〇八坪の土地売買に関する文書で、十通目と内容的には接続する。(3)十通目と十一通目は、郡判の年紀が同じ嘉祥二年（八四九）である。(4)十二通目は、これまでのグループの文書とは異なり、「尼信海」が宇治華嚴院へ貢進した供物の目録となっている。(5)十三通目から十六通目は、すべて弘仁六年（八一五）のもので、五百井女王が宇治華嚴院に貢進した雑物を記している。なお宇治華嚴院であるが、史料上「長尾院」や「法花寺尼公院」などとしてあらわれ、四至記載などからいわずれも同じ寺院であると思われる。なお、ここでの史料引用は「村」の所有形態を明らかにするためであるため、延暦六年（七八七）三月二十日の年紀をもつ五百井女王が越中国にある墾田を寄進した文書はここでは引用しなかった。

12 岸俊男『日本古代籍帳の研究』（塙書房、一九七三年）。以下、岸氏の引用は煩雑となるため、特に断らない限りはこれにあたる。

13 この図は成立年代未詳の古地図であるが、もともと観修寺の寺地を示すために作成されたものとされる。その記

- 載内容は十世紀と十六世紀のものを含んでいるとされ、図の成立から長く加筆され続けてきたものと考えられている。
- ¹⁴ 前掲註12および、『宇治市史』第一巻（一九七三年）。
- ¹⁵ 前掲註14および、寺嶋雅子『山城国山科郷古図』の成立と伝来（『中央史学』三号、一九八〇年）、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』近畿一（東京大学出版会、一九九二年）。なおこの古地図の原本は関東大震災で失われており、現存するものはすべて写本であるとされる。
- ¹⁶ 小口雅史「九世紀における墾田・村落の指摘展開」（『弘前大学国史研究』八一、一九八六年）。加藤友康「八・九世紀における在地秩序の再検討―「五保」を手がかりに―」（吉村武彦編『律令制国家と古代社会』、塙書房、二〇〇五年）。
- ¹⁷ 売券中には直接所属を示す記載はないが、岸氏は⑤の小栗郷戸主の所在を方角の同じ②の土地と推定し、小栗郷としていいる。
- ¹⁸ 『大日本古文書』編年文書二十五卷。丹裏古文書内二十一号には、「葦占臣人主（年卅二／山背国宇治郡賀美郷戸主葦占臣東人戸口）」と見える。なお、年紀はないが紙背関係から天平勝宝五年以前の文書であることがわかる。
- ¹⁹ 『大日本古文書』編年文書一、三四三頁。
- ²⁰ 前掲註15。
- ²¹ 前掲註12
- ²² 宇治連麻呂は造東大寺司所属の宇治司所の領として推定されている。
- ²³ 前掲註9、鬼頭論文。
- ²⁴ 『木簡研究』三〇号、二〇〇八年。
- ²⁵ 新潟県教育委員会編『延命寺遺跡』（新潟県埋蔵文化財調査報告書第二〇一集、二〇一〇年）。
- ²⁶ 大山喬平『日本中世のムラと神々』（岩波書店、二〇一二年）。
- ²⁷ 前掲註1、吉岡論文。
- ²⁸ 前掲註12、および岸俊男「郷里制廃止の前後」（『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年）、鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」（上田正昭編『日本の古代と東アジア』小学館、一九九一年）、同「郷里制の施行 補論」（『律令公民制の研究』、塙書房、二〇〇一年、初出は、中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢』日、同朋舎出版、一九九二年）。
- ²⁹ 前掲註9、鬼頭論文。

第二章 郡雑任田領の活動と在地社会

はじめに

八・九世紀の「村」について検討するにあたって、一つ一つの「村」の具体的な景観や構成などを考えることは重要なことである。またそれとは別に当時の社会において「村」がどのように認識されていたのか考察する必要があると思われる。「村」を在地社会の基盤と位置づけようとする時、「村」史料だけでは不十分である。それを取り巻くものとの関係などについても検討すべきであろう。ここではその関係を考えるにあたり、在地社会と国・郡を結びつける役職としての郡雑任の活動に注目したい。郡雑任の活動は、在地社会の郷や「村」と非常に密接なものであり、彼らの認識について考えてみることは重要である。

郡雑任の姿は郡司の活動を支える形でみえ、その具体的な活動は「加賀郡榜示札」を中心に見ることができ。この点を九世紀の在地社会の一事例として検討していくことにしたい。

また九世紀の在地社会については、売券史料などから分析が行われている。それは八世紀の売券とは異なり、村刀祢などの村落内身分についての史料が豊富なためである。また、この時期は富豪層が台頭してくる時期と位置づけられており、村落構造や階層性に関する研究は多い。その際、律令制の枠組みには変化がないことから、在地社会の構造は八世紀の状態が継続しているものと考えられる¹⁾。また「村」そのものへの認識についてはさほど大きな変化があるとは思われないが、改めて「村」をとりまくものとの関係を検討する必要があるだろう。

第一節 「加賀郡勝示札」にみる在地社会

まず、古代のお触書として有名となった石川県賀茂遺跡出土の「加賀郡勝示札」を引用しておく。

【史料一】石川県加茂遺跡出土勝示札²

郡符深見村□郷（讀）長并諸刀柵等

応奉行壹拾条之事

一 田夫朝以寅時下田夕以戌時還私状

一 禁制田夫任意喫魚酒状

一 禁断不劳作溝堰百姓状

一 以五月卅日前可申田殖竟状

一 可搜捉村邑内竄宕為諸人被疑人状

一 可禁制无桑原養蚕百姓状

一 可禁制里邑之内故喫醉酒及戲逸百姓状

一 可填勤農業状 □村里長人申百姓名

檢案内被国去正月廿八日符併勤催農業

有法条而百姓等恣事逸遊不耕作喫

酒魚毆乱為宗播殖過時還称不熟只非

疲弊耳復致飢饉之苦此郡司等不治

田之期而豈可○然哉郡宜承知並口示
符事早令勤作若不遵符旨称倦懈
之由加勘決者謹依符旨仰下田領等宜
各每村屢廻愉有懈怠者移身進郡符
旨国道之齋糜羈進之榜示路頭嚴加禁
田領刀祢有怨憎隱容以其人為罪背不
寬有符到奉行

大領錦村主

主政八戸史

擬大領錦部連真手磨

擬主帳甲臣

少領道公 夏 磨

副擬主帳宇治

擬少領勘了

嘉祥二年二月十二日

二月十五日請田領丈部浪磨

この积文をはじめ、その性格や内容については多くの検討が行われている³。まず性格については、報告書などでは、加賀国が太政官符を受けて国符を郡に下し、それが通達されたものとするが⁴、鈴木景二氏は榜示札の加賀国符の部分に詔勅や太政官符によることを示す文言がみえないことから、この国符は中央政府の命によるものではなく、加賀国独自の法令として発布されたものであるとし、また一般的な訓戒や勸農を主たる内容とするところから、この

発布を国司着任時の儀礼的なものであるとする⁵。次にこの史料の形式であるが、加賀国符と加賀郡符からなるものである。前半の箇条書きの部分が国符であり、もとは十箇条であったが、郡符として伝達される際に八箇条となり、後半の郡符部分が追記されたものである、その伝達には紙媒体の郡符が使用され、田領によって榜示札に書写されたものとされる⁶。

深見村について簡単に確認しておく。その初見は『万葉集』の越前国掾大伴宿祢池主の歌の詞書にみえる「以今月十四日到来深見村」で、これは天平二十一年（七四九）三月のものである⁷。またその年の十二月の歌の詞書にも「駅使」を迎える「加賀郡境」に「深海之村」があったことがわかり⁸、八世紀の段階で深見駅家が設置されていることも確認される。その後『日本紀略』には弘仁十四年（八二三）三月に越後国の江沼・加賀郡を割いて加賀国とした記事が見える。また宛所に「諸郷駅長」とあることから、九世紀の段階においても駅としての機能は存していたものと思われる。なお北陸道の駅路の復原ルートによれば、交通の要衝地であったことが指摘されている⁹。さらにこの賀茂遺跡周辺から出土する墨書土器から英多郷や井家郷などの郷が深見村の周囲にあったことが知られる¹⁰。このように深見村は八世紀から交通の要衝であり、九世紀になってもその機能を有していたことがわかる。

さて、この榜示札で「村」を問題とするのは、深見村と「□郷駅長并刀祢」の関係である。一般的に「□郷」の部分については「諸郷」と解釈されるが、そうすると「村」と郷の関係は逆転していることになる。「村」は基本的に国―郡―郷―村で表記され、郡や郷が表記されないこともあるが、「村」がそれらより上位に記載されることはない。ここから平川南氏は村―郷という関係とみて、深見村を村落とはみなさず、駅家や複数の郷や津などの周辺の組織を包括して設定された広域行政区と理解する¹¹。平川氏は「紫香樂村」や「長岡村」などの遷都地の「村」表記などの事

例から、律令制の補助単位としての広域行政区としての「村」を提起するが、すでに批判もあるように¹²、これらは遷都地としての地点を「村」として表記したにすぎず、広域行政区と理解することは難しい。対して鈴木氏は、宛所以外の記載からこの関係性について検討を行い、箇条書き部分の「村邑内」「里邑内」「村里長人」という表記から「村」と「里」が同内容の言い換えであり、実態としては共通すること、さらに「村里長人」は「村長」と「里長」であり、これも実態的に同質であり、また郡の施行命令部分から通達の対象は「村」で、その不正防止の対象者として「刀祢」があらわれ、これが「村里長人」に相当するとする¹³。さらにこのことからこの地域の郷の内実が「村」に近づいて変質しているとする。また金田章裕氏は、宛所から在地の有力者に宛てられたものであることがわかり、深見村と「□郷駅長并刀祢」との関係を示すものではなく、深見村を郷や駅より上でもなく、行政区でもなかったとみるべきとし、墨書土器などにみえる英多郷や井家郷の両郷の戸を含む深見駅一帯の地域であったと理解する¹⁴。同様に吉原啓氏も、深見村と「□郷駅長并刀祢」は並列ではないとし、深見村の文言は田領が郡司から請けた紙の郡符を榜示札に写した際に便宜的に対象地域を書き加えたものであるとする¹⁵。藤井一二氏は、これらの解釈とは異なり「□郷」を「邑」や「里」とし「深見の村邑の郷駅長ならびに刀祢等」と解釈する¹⁶。

以上のように深見村は平川氏を除いて村落としての「村」と理解されている。鈴木氏ほか四氏の深見村の理解は、基本的に在地社会に存在する「村」を前提とするが、宛所からその構造を見出せるか否かで異なっている。金田氏と吉原氏と藤井氏は文言の違いや田領によって便宜的に追記されたとするなどそれぞれ差異はあるが、深見村内に周辺の郷や駅の長が所在していたものと理解しているものと思われる。このような理解は、前章で取り上げた堤田村などの事例でみたように、「村」を基盤とする在地社会の構造がこの時期でも有効であることにつながっているものと考え

られる。

ここでは金田氏や藤井氏の捉える「村」の理解を基準とし、在地社会に根付く「村」に複数の律令制的組織が重層的に存在しているような状況を想定したい。鈴木氏は、郷と「村」を並列的なものとし、九世紀段階における両者の性格について示唆するが、両者を同様の内容をもつものとして理解することは難しいと思われる。人の所属を示すことを基本とする郷は、八世紀の郷里制以降在地社会の基盤であった「村」に接近したことにより、次第にその性格が変化し九世紀のこの時期に顕著にあらわれたものでないだろうか。

この変化については次章でも取り上げるが、ここでは吉原氏が、田領によって榜示札が作成された際に、深見村が追記されたとする指摘を重視したい。これは、田領がこの社会を駅家や郷ではなく深見村と認識し、それが通用する社会であったことを示すからである。

さてこのように深見村は諸郷駅長の所在する「村」であったことが理解されるが、「村」と里の関係について「□村里長人申百姓名」と八箇条の最後にみえる記述から確認しておく。この村里もこれまでのように「村」と人の所属を示すものとしてみてよいのだろうか。まずこの文言の書かれたタイミングであるが、この八箇条自体は国符であり農耕作業にあたり、田夫が自由に魚酒などを喫うことを禁止したり、田植えの時期や一日の作業時間を規定したもので、またそれを破ったものを告発することや村邑内の浮浪の摘発を定めたものである。該当部分はこの箇条書の文字よりもやや小さく、やや右寄りに書かれていることから本文とは時間差があると思われる。またこの該当部分の指し示す人物像は、後半の郡符部分では田領や刀祢が在地社会に口示することを命じており、違反者たちは田領や刀祢に引き渡されることが示されている部分と関連している。郡司―田領・刀祢―村里長―百姓という関係が在地社会で成立し

ていたことがうかがえる。さて「村里長」という表現は、冒頭の宛所のように村長と里長という解釈も可能であるが、この時期に里長という表現は考えにくく、すでに郷駅長という律令制度上の用語として表現されているものをわざわざ里で言い換える必要はないように思われる。おそらくは村長にあたる人物のことを指すものである。また箇条書きの部分にみえる村邑と里邑の表現はどちらも村落内の違反者を想定した文言としたものと考えられ、そこに「村」と里に大きな違いは認め難く、これを五十戸組織としての概念的に里とは理解しがたい。「村」と同様の認識で使用されていたのであろう。そう考えると宛所の郷駅長と村里長はそれぞれ異なるものを対象に書き分けられていたと思われる。それが国レベルが郡レベルであるかは判断がつかない。深見村が付け加えられていたとされていたように、田領が付け加えたと理解すべきだろうか。

在地社会を取り巻く関係をこのように見てきた時、在地社会と律令行政に関係する立場として田領と刀祢の活動は非常に重要な存在である。両者は八世紀からみえ、刀祢は九世紀以降、在地社会の有力者として多くの売券などに見え、村落内においては村長と比肩するほどの影響力をもっていたものと考えられる。また田領は郡雑任の一つである。この両者の活動は八・九世紀の在地社会と律令制度の関係を少しずつ変化させていった存在ではないだろうか。在地社会で活動を展開する郡雑任の田領の活動からその点を確認していくことにしたい。

第二節 郡雑任の活動

さて、郡司の規定は「養老職員令」や『延喜式』などから確認され、郡司は大領・少領・主帳・主政の四等官で構

成され、所管する郷数によってその規模が異なり、人員構成も変化する。その職掌は基本的には国司の活動の補助が郡司の役割である。つまり実質的な在在での徴税の監督や帳簿の作成などの活動を行うことが定められている。当然郡司の四等官のみで実質的な活動は困難であろうから、郡司の下で実務にあたっていた郡雑任の存在は大きいものであったと考えられる。その郡雑任については、律令に規定がなく六国史等の史料にもほとんどみえない。郡雑任の労働力は雑徭によって賄われていると通説的に理解されている¹⁷。そのため雑徭の廃止に伴い、各国郡での雑徭相当の運用を定めた弘仁十三年（八二二）の太政官符は郡雑任に関する重要な史料といえる。郡雑任に関する研究は西山良平氏の研究が現在の通説的位置をしめている¹⁸。西山氏は弘仁十三年の太政官符や諸史料にあらわれる郡雑任を活動の中心地から大きく二つに分類する。Ⅰ類とされるのは、居住地周辺で活動し、明確な分掌形態を持って活動していたもので、Ⅱ類とされるのは、郡家に常駐しているⅠ類より上位の郡雑任である。このように両者はその存在形態と機能が相違しており、その差異を軽視すべきでない¹⁹と指摘する。森公章氏は、木簡などの出土品に郡雑任に関する文言が記載されており、その数が増加したことから、それらを集積して郡雑任の検討を行った。森氏は郡書生や田領などの郡雑任の役職名の検討を行い、現段階で知られる限りの郡雑任それぞれの関係性や活動内容などを明らかにしている²⁰。新井重行氏は、木簡に見える郡内のクラで活動する郡雑任の職掌を確認し、その起源が大宝令以前に溯る可能性などを指摘する²¹。それによって郡雑任を郡や里の成立と関わって検討すべきこと、弘仁十三年の太政官符は国司が国務遂行のために郡以下のレベルで必要としていた労働力を列記したものであり、郡における職務の実態を必ずしも反映したものではないとする。

このような研究において郡雑任と考えられる職掌名の整理や具体的な活動などは近年明らかになりつつある。どの

ような職掌が見えるのか、弘仁十三年の太政官符を取り上げて確認しておく。

【史料二】弘仁十三年（八二二）閏九月廿日付太政官符²¹

太政官符

応レ給ニ食糴丁一事

④四度使雑掌廡丁<sup>朝集使四人
自余三使各二人</sup>

大帳税帳所書手<sup>大國十八人 上國十六人
中國十四人 下國十二人</sup>

造ニ国料紙一丁<sup>大國六十人 上國五十人
中國四十人 下國三十人</sup>

造筆丁^{國別二人} 造墨丁^{國別一人} 裝潢丁<sup>大國六人 上國五人
中國四人 下國三人</sup>

造ニ函并札一丁<sup>大國六人 上國五人
中國四人 下國二人</sup>

造ニ年料器仗一長^{國別一人} 同丁<sup>大國百廿人 上國九十人
中國六十人 下國卅人</sup> 国駟使<sup>大國三百廿人 上國二百六十人
中國二百人 下國百五十人</sup>

収ニ納穀類一正倉官舎院守^{院別十二人}

採ニ黒葛一丁^{國別二人 不レ貢ニ御贄一國不レ在ニ此限一}

事力每ニ一人一^{廡丁四人}

⑤郡書生<sup>大郡八人 上郡六人
中郡四人 下郡三人</sup> 每レ郡案主二人

鑑取二人 税長正倉官舎^{院別三人}

徴税丁^{郷別二人} 調長二人 服長^{郷別一人}

庸長^{郷別一人} 庸米長^{郷別一人} 駟使<sup>大郡十五人 上郡十二人
中郡十人 下郡八人</sup>

◎厨長一人 駟使五十人 器作二人 造紙丁二人

採松丁一人 炭焼丁一人 採藁丁二人

芻藁丁三人 馭伝使鋪設丁郡并馭家別四人 伝馬長郡別一人

右諸国言上参差不_レ同、仍折中所_レ定如_レ件、

④修理官舎正倉溝池堰堤等丁₂₂

調綾師并生及造_レ箒等丁不_レ貢_レ綾国不_レ在_二此限_一 進_レ官雜物綱丁并持丁、国司交替并貢調使国郡司送丁及持_二公文_一

丁、伝使厨人并馭子及伝馬丁渡子等、採_二甘葛汁蜜及猪膏等_一丁又進_レ官国不_レ在_二此限_一、

右可_レ役之丁、或本自有_レ格、或臨_レ時可_レ処、仍不_レ載_二人数_一、宜_二商量行_一之、

以前得_二伊賀近江等諸国解_一一_備、案_下太政官去七月廿九日下_二五畿内七道諸国_一符上_備、案_二今月廿八日詔書_一、免_二

天下百姓徭_一、事不_レ得_レ已可_レ從_二公役_一者給_レ食者、仍可_レ給_レ粮法、人別日米一升、其料充_二用正税_一者、謹依_二

符旨_一、可_レ役色目、勘定言上者、檢_二其解文_一、或不_レ可_レ役而濫言、或可_レ役而漏不_レ言、彼此参差、多言_二人数_一、

事乖_二公平_一、理不_レ可_レ然、被_二右大臣宣_一一_備、宜_二諸国一同依_レ件下知_一、若有_二除_レ此之外不_レ得_レ止必可_レ役者_一、

宜_二言上聽_一裁、

弘仁十三年閏九月廿日

(A) ④は筆者による)

郡雜任についての史料として、まずあげられるのがこの太政官符の④グループである。近年ではこの太政官符全体の分析からここに示された雜任の性格などの考察が試みられている₂₃。全体の内容は、弘仁十三年に国司・郡司など

の徭役につく百姓に対する粮米の支給額や各国でバラバラになっている役職のうち必要な人員数を定めたものである。ここにみえる役職は、㉠㉡㉢㉣の四つのグループに分けることができる。㉠グループは割注に大・上・中・下の国ごと
の人員が記されていることから、国司の雑徭である。四度使、大帳・税帳、料紙などに関わる人員であることから、
おもに文書作成に関わる役職であることが指摘されている。㉡グループは「郡書生」から始まっており、郡雑任に関
する部分である。従来、郡雑任の研究では、この部分のみに注目していたが、そのほとんどの役職について他の史料
ではほとんど確認できない。また田領は郡雑任として著名であるがここに見られず他にも他史料から郡雑任として位
置づけられる職掌名があることから、この部分は郡雑任をすべてあげられているものではない。また徴税丁以下は郷
ごとの人数があげられており、実務遂行を補助するための役職であると考えられる。このグループは郡雑任として一
つに括られるが、郡ごとのものと、郷ごとのものの二つに分かれており、西山氏の指摘するように郡家を中心に活動
する役職と本貫や居住地を中心に活動する役職に分けられると考えられている²⁴。後者の場合には、郡の出張所によ
うなものが想定されているが郷長とどの程度その職分に違いなどがあるのかは不明である。㉢グループは割注などが
ついていないことから国や郡などの単位で設定されるものではなく、駅や伝馬に関わる食や業務に関する役職である
と思われる。㉣グループには㉠㉡㉢のように具体的な人数は定められておらず状況に応じて人員が配置されるよう
なっている。

さてこの太政官符にみえる役職を㉠㉡㉢㉣に分けそれぞれ簡単に見てきた。全体的に見れば、新井氏が指摘するよう
に、基本的には文書作成とその伝達あるいは徴税や徴兵を行うために必要な最低限の役職が規定されていると考えら
れる²⁵。また国と郡の文書作成・伝達にあたる雑任の特徴には違いが見られ、国の場合には文書作成の方に重点が置

かれその役職が多く設定されているのに対し、郡には徴税のために必要な役職を重視し設定されていることが確認できる。

ここにはみえなかったが、在地社会で活動する郡雑任の田領について注目し、その活動の展開を追っていくことにしたい。

第三節 八世紀の田領

新井重行氏や森公章氏によって郡雑任の活動のほとんどはまとめられているが²⁶、それらを参照し、郡雑任の田領についてその活動が在地社会にどの程度及ぶものであったのか見ていくことにしたい。田領の職掌は、基本的には田地に赴いて現地の確認・把握することであったと思われる。史料が少なくその役職や起源についてはまだ不明なところも多い。

新井氏は、田領の領を正倉院文書等にみえる「所」の長である「領」でないかとする²⁷。ここでは表記として『日本書紀』に見える田令（タヅカヒ）との関係にも注意しておきたい。田令は『日本書紀』欽明天皇十七年七月甲戌条の「遣^ニ蘇我大臣稻目宿祢等於備前児嶋郡^一置^ニ屯倉^一。以^ニ葛城山田直瑞子^一為^ニ田令^一」が初見で、備前国児島郡の屯倉の設置とともに田令を任命したとみえる。また『日本書紀』欽明天皇三十年四月条には白猪の屯倉において田籍を作成し、田戸として把握を行っていたことが確認できる。これらから田令は、朝廷から屯倉に派遣され、田籍を作成するなどして田地の実検を行っていたことがうかがえる。田地に実際に赴くという職掌自体はのちの田領と通じる性

格をもつのではないだろうか。この田令の役割が在地社会にどの程度影響を与えたのかはわからないが、その後『続日本紀』大宝元年四月戊午条に、大宝令施行に伴い、「罷^(マ)田領^(マ)一、委^(マ)国司巡檢一」とみえ、田令は廃止され、それまでの役割が全て国司の巡檢に吸収された。そのため郡雑任としての田領との関係を直接はうかがえない。しかし、田領という名称は残っていたらしく、田地の実検を行う役職を担う郡雑任の一つが田領として見えるようになったのではないかと思われる。なお、その場合令と領に違いがあるのかについては不明である。

【史料三】神奈川県宮久保遺跡出土木簡²⁸。

・「鎌倉郷鎌倉里□□寸稻天平五年九月」

・「田令軽マ麻呂郡稻長軽マ真国」

郡雑任田領の初見と思われる史料で、同じ郡雑任と考えられる郡稻長もみえる。神奈川県宮久保遺跡から出土した木簡で、大宝令施行から約三十年経た、郷里制下の天平五年（七三三）の年紀をもつ。この宮久保遺跡は、その周辺に国分寺や浜田駅家があったと考えられており、推定地もなく不明である相模国の国府に關係する遺跡ではないかとされるが、その規模は他の集落遺跡と変わらないとのことであり、その性格については不明である。何らかの官衙的性格を有するとの見方もある。なお、出土地は当時の郡区分からすると高座郡内にあたるが、木簡に記載される鎌倉郷は鎌倉郡に所属しており、そのためこの史料はおそらく稲とともに鎌倉郡から高座郡へと移動したものでないかとされる。この移動は出挙關係の内容をもつものであることや国府へのなんらかの要請に基づくものなど郡を超えての移動の理由が想定されているが、郡域については、線的なものではなく面的なあいまいな部分の残るものであったと考えられるため、単純に移動とみなすのではなく、郡境の曖昧な地域であることからこのような事態が起こってしまった

ったとも考えられるのではないだろうか。

さて、ここには「田令」と「郡稲長」という二つの役職が見え、郡雑任として理解される。田令と表記されるところから、屯倉に派遣された田令が廃止後も在地社会においては、田令という名称の役職が存在し機能していたことがうかがわせる。また郡稲長と呼ばれる役職と並列にあらわれることから、郡の役職であるといえるがその具体的な活動についてはこの史料からはわからない。なお郡稲は出挙や郡職田によって構成されるもので国衙郡衙の運営に宛てられていたが、天平六年正月に官稲混合によって正税にまとめられた。また郡稲という一つの税目に関する長は、前節の弘仁十三年の太政官符の⑥にみえる役職と同様である。約一世紀異なるが、この場合も雑徭によってその職掌が担われていたものと想定される。なお、郡稲が正税にまとめられたあと同様の役職を担うものとして税長がある。徴税に関する雑任はその職名が変更になっても実務に関わる役職場合は、存続していくものと考えられる。

【史料四】新潟県延命寺遺跡出土木簡²⁹。

・「物部郷□□里戸主物部多理丸□〔口カ〕
物部鳥丸野田村奈良田三段又中家田六×
□〔有カ〕人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗」

・「田沽人多理丸戸人物部比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□〔呂カ〕」

右の史料は天平七年（七三五）の年紀が確認できる。郷里制下の木簡であり、村表記も見える史料として注目される。この遺跡の詳細については前章で確認した。ここでの田領の役割は物部郷の戸口と伊神郷人との間での田地売買の立会いである。「相知」は他の売券史料にもみえ、保証人や立会人としての役割を担っていることが確認できる。ただしこのような売買に田領が参加している例はほとんどなく、この売買における立会いも、個人的な関係か公的な関

係かどちらか不明である。しかし田領として売買に立会い、現地に赴き田地の所有権の確認を直接行っていることは認められる。

このように、田領が実際に現地を実検している史料として天平神護二年（七六六）十月廿日付「越前国足羽郡少領阿須波臣東麻呂解」がある³⁰。そこには「仍勒班田時、書生委文士麻呂・田領別竹山二人充使、令勘虚実、発遣所在口分」とみえる。ここで足羽郡から書生と田領が派遣されている。これは、越前国の東大寺領荘園のうち栗川荘の堺が東大寺側と足羽郡側との間に認識のズレがあり、それをただすためであった。書生は弘仁十三年の太政官符にも見えた役職であり、普段は郡衙に常駐し書類を作成する実務を担うものと考えられる。ここでは両者とも現地に派遣され、田地や境界の状況を実検したのであろう。

【史料五】奈良県薩摩遺跡出土木簡³¹

・「田領卿前^{〔拜志〕}□申 此池作了故神」

・「癸^{〔卷〕}応之 波多里長檜前主寸本為
□^{〔次カ〕}□^{〔次カ〕}□遅卿二柱可為

右の史料は奈良県薩摩遺跡出土の木簡である。農業灌漑用溜池跡の遺構で弥生時代〜平安時代までの遺構が検出されている。本史料は池の堆積土から出土したものであるが、年紀は無い。「波多里長」とあることから里制の時期であることがわかれるが、厳密な時期については未詳である。正確な文意については不明であるが、波多里長が造作した池の補修を池の神に報告したものとされる。田領と郷（里）との関係をうかがえるのであるが、田領卿とあることから、郡雑任である田領は、郷（里）長より上位の立場であることが想定される。郡雑任の任用基準について明確

な史料はないが、書類作成などの任務もあることからある程度の知識を有する在地の有力層の関係者であることが想定される。なお、この田領は田地の実検でなく、池の補修の報告に関わってみえており、先ほどまでの田領の役職とは異なる性格を有していることが確認でき、田地の実検だけでなく、田地に関する周辺施設などに関しての役割も担っていたものと思われる。このような田領の役割については次の史料からも想定される。

【史料六】石川県畝田・寺中遺跡³²

横江臣床嶋

・「符 田行笠□等

西岡□物□

・「口相宮田行率召持来今□^(船カ)以付

田領横江臣『□』

石川県畝田・寺中遺跡出土の木簡である。畝田・寺中遺跡周辺には、港湾関係の遺跡なども多く検出されており、それらとの関係から何らかの官衙的性格を有する遺跡と考えられている。この木簡は八世紀中々後期の郡符木簡と考えられている。具体的な郡名や郷名は確認できないが、田領が郡符により、田行の三人を召還していることが確認できる。このように郡からの命令を田領が写す行為は、加茂遺跡出土の榜示札の作成状況と一致する。田領が郡の命令を伝達した田行は田畠の管理を行う職名とされるが、田行と見える史料はこれのみであり、その詳細については不明である。加賀国独自の役職である可能性もあろう。

以上、八世紀の田領について見てきた。「田令」という記載は『日本書紀』にみえる田令から始まるが、大宝令施行に伴い、その機能は国司巡行に吸収され廃止された。しかし、八世紀の在地社会において実際に田地に赴き実検する

役職を「田領」と称していた。史料五からは郡雑任と五十戸組織との関係がうかがえ、郷（里）よりも上位の立場であったことも想定される。郡としては、田地の実際を知る現地官として重要な役職であった。また、田地に限らずその周辺設備に関する役割もなうもので、史料四には田地の売買における立会人としてあらわれている。立会いにおける関係性は個人的なものか公的なものか不明であるが、田領という立場での立会いは、現地官としての職能を端的に示している。このように八世紀段階までの田領は郡の田畠管理を中心に在地社会で活動していた。

第四節 九世紀の田領

八世紀までの田領は、木簡などの在地社会とかかわる史料からその様子がうかがえるが、九世紀になるとその活動に関する史料が少なくなる。土地の売券などにもほとんど見えなくなり、田地を実検するという役割は後退している可能性もある。貞観三年（八六一）二月二十五日付「紀伊国直川郷墾田売券」³³の署名に「郷長紀酒人忌寸吉主」の後に「田領紀直枚成」として見えるのが、九世紀の売券のうち田領と見える唯一の史料である。田地の売買にあたり、田地を実検すべき状況においても田領があらわれなくなってくるのは、おそらく刀祢などの活動が活発化していることが影響しているものと思われる。八世紀でも村落内身分としての村長や刀祢などが田地の売券などに顔を出すことはあったが、九世紀にはそれがより顕著となり、とくに刀祢は郷や「村」単位で田地などの売買に関して頻繁にあらわれるようになる。田領の名称はそれに対してほとんどあらわれなくなる。田地の実検を行うことができなくなったのかもしれない。これは田領と在地社会との関係の変化といえる。

「加賀郡榜示札」にみえる田領の活動は、「嘉祥二年二月十二日」の日付のあとに「二月十五日請田領文部浪磨」とあるのに注目して見ると、この榜示札の作成者は田領であったことがわかる。「請」とあることから、郡からの命を受け田領が木札に写したことがわかる。前節で見えてきた田領の役職とはやや異なる姿がここからは確認できる。田畠を実検するだけでなく、郡の命令を写し在地社会に伝達する役割を担っており、史料五のような性格が強くあらわれている。そしてこの後半部の内容からは、田領の性格に関する具体的な内容を知ることができる。まず「郡符旨」国道之裔摩羈進之榜示路頭嚴加禁田領刀祢有怨憎隱容以其人為罪背不寛有符到奉行」に注目すると、この榜示札を国道の路頭に榜示することを定め、八箇条の規則に違反した者を田領・刀祢が隠容することが無いように述べている。刀祢は、榜示札の冒頭に「郡符深見村□郷（讀）駅長并諸刀祢等」と見えるように郷長・駅長と同程度の立場として扱われている。これを先の売券で見たように、郡雑任の田領が担っていた田地の実検という役割を村落内身分としての性格の強めた刀祢が担うようになる点と合わせて考えてみると、刀祢の台頭という在地社会の影響によって生じた田領の性格の變化ではないかと思われる。刀祢という身分はこれより以前から存在し、各階層に設定されていたため、刀祢が一つの性格であるとは簡単にまとめることはできないが、少なくとも村落内身分として刀祢にはそのような性格を帯びるようになったと考えたほうがよいと思われる。田領がなぜ田地の実検という性格を後退させたのかについては、「郡宜承知並口示符事早令動作若不遵符旨称倦懈之由加勘決者謹依符旨仰下田領等宜各每村屢廻諭有懈怠者移身進」という部分にみえるように、郡符として口示することや村毎に巡り諭す役割は田領が行うものであり、郡からの命令を伝達するための役職が田地の実検よりも重要なものとなったからではないかと考える。そのため、ここに見える田領はこれまで見てきた田領より田地から離れ、郡の役人という性格が強くなったように感じられる。ただし、郡からみれば、

在地社会を一つ一つの村を基準に巡回することのできる役職とみなしており、郡と在地社会との結節点としての性格は失われていない。在地社会の影響がどのような変化であったのかは別に考察する必要はあると思われるが、この時期の郷や「村」に関する認識にも大きな変化があったことが想定され、その結果がこの榜示札に示された変化なのであろう。

このように九世紀の田領に関する史料からは、八世紀まで田領の役職とやや異なる性格であったことがうかがえる。とくに、田畠に赴いて実検するという活動が縮小した一方で在地社会全体に関わる広範な活動を行うようになる点については、田領の性格だけにとどまらず在地社会との関係からも考えなければならぬ問題であろう。九世紀の田領は村を単位に巡回することは榜示札から読み取れるが、郷との関係については不明である。この時期の郷は郡などからはどのように認識されていたのか、今一度考える必要があると思われる。また村がなぜ在地社会において注目されているのかについても考えなおす必要があると思われる。ともあれ、田領の性格の変化が在地社会の動向とくに土地関係に対する影響を大きく受けて生じているものと考えられ、その点については今後検討する必要がある。また、八世紀〜九世紀における田領をはじめとする郡雑任の任命基準等については不明である。

おわりに

以上、郡雑任の田領を中心にその性格や時代ごとの変化について見てきた。郡雑任に位置づけられる役職は弘仁十三年の太政官符に見えるものの他に税長があり、こちらについてもある程度その活動内容は明らかになっている。役

職だけをみた郡雑任の在地社会における立場は、郡司―郡雑任―郷長・駅長・村長・刀祢という関係の中にあり、一応郡の役人ということもあり、上層の立場にあると思われる。ただしそこへ任用される人たちはどのような階層なのかについては、はっきりしたことはわからない。史料五のように田領と刀祢が同程度の立場あるいは働きを担っていることもあり、この階層の人たちからの任用が考えられるかもしれない。また、郷長以下の役職についても、八世紀段階よりも九世紀段階になると、売券などからある程度の上下関係や村落内身分について確認することが出来る。しかしながら九世紀段階では村長や刀祢が必ずしも上下関係にあるとは思われないことや、郷長の存在が八世紀と比較すると控えめになっていることから、在地社会における役職にはかなりの変化があったものと思われる。

さて、郡雑任の史料にはわずかながら「村」がみえるものがあつた。八世紀段階では田畠の実検を行うことが主であり、九世紀には郡の命令を榜示・口示することが主な役割となっていた田領であるが、在地社会で郷や「村」といった基本的な単位で活動するものでありながら、活動の範囲は必ずしもそれとは一致しない。在地社会における一つのまとまりを郷や「村」を単位と認識し、それを元にして郡司へ伝達するという活動形態をとっていたものと思われる。ここには在地社会における郷や「村」に対する認識、郡雑任が在地社会で活動する際に認識する単位と郡司への報告時に使用する単位に対する認識、郡司が報告を受けてから在地社会の単位を認識すること、それぞれにズレが生じているのではないかと思われる。これは最終的にそれぞれの表記の問題とつながるが、八・九世紀の在地社会の動向とそれに対する認識が立場によって異なっていることが想定される。郡雑任の把握する在地社会の認識を明らかにすることで、当時の実態を明らかにすることができるのではないか、今後はこの点を問題としていくことにしたい。

【註】

¹ この点について直接言及されることは少ない。とくに「村」の検討にあたっては、八・九世紀という区分はあまり意識されていないのではないか。

² 財石川県埋蔵文化財センター編『発見！古代のお触れ書き 石川県加茂遺跡出土加賀郡勝示札』（大修館書店、二〇〇一年）。なお、釈文はこれに準じた。上部が欠けており、□に文字が補われている。

³ 主要なものをあげると、金田章裕『古代・中世遺跡と歴史地理学』（吉川弘文館、二〇一一年）、鈴木景二「加賀郡勝示札と在地社会」（『歴史評論』六四三号、二〇〇三年）、藤井一二「加茂遺跡出土「勝示札」の発令と宛先——嘉祥期御触書八箇条を中心に——」（『砺波散村地域研究所研究紀要』一八、二〇〇一年）、同「古代北陸道における「加賀郡勝示札」と歴史的環境」（『金沢星稜大学経済研究所年報』二五、二〇〇五年）、同「大伴池主・家持と「深見村」——万葉集と加茂遺跡木簡を中心に——」（高岡市万葉歴史館編『越の万葉集』二〇〇七年所収）、吉原啓「加賀郡勝示札についての一研究」（『続日本紀研究』三八六、二〇一〇年）。

⁴ 前掲註1。

⁵ 前掲註2、鈴木論文。

⁶ 前掲註1。

⁷ 『万葉集』卷十八、四〇七三（『新日本古典文学大系』本）。

⁸ 『万葉集』卷十八、四一三二（『新日本古典文学大系』本）。

⁹ 前掲註1。

¹⁰ 平川南『律令国郡里制の実像』（吉川弘文館、二〇一四年）。

¹¹ 前掲註6。

¹² すぐあとでふれているが、前掲註2の金田論文や浅野啓介「日本古代における村の性格」（『史学雑誌』一二三—六、二〇一四年）など。

¹³ 前掲註2、鈴木論文。

¹⁴ 前掲註2、金田論文。

¹⁵ 前掲註2、吉原論文。

¹⁶ 前掲註2、藤井論文。

¹⁷ 新井重行「郡雑任の再検討——その起源を中心に——」（『史学雑誌』一一二—二、二〇〇三年）。

1 8 西山良平「律令制収奪」機構の性格とその基盤」(『日本史研究』一八七、一九七八年)、「(郡雜任)の機能と性格」(『日本史研究』二三四、一九八二年)。

1 9 森公章『地方木簡と郡家の機構』(同成社、二〇〇九年)。

2 0 前掲註16。

2 1 『類聚三代格』卷六公粮事。

2 2 岸俊男「雜徭制の成立過程」(『律令国家と古代の社会』塙書房、一九八三年)による国史大系本と前田育英会尊經閣所蔵本の校訂したもの。国史大系本は「修理官舎正倉溝池堰堤等事」を衍字とするが、その点についての見解は以下の通り。

(1) 写本の上からはこの十二字を国史大系本が衍とする証拠を見出せない。

(2) 内容的には前半部(甲類)の力役負担者の名称が比較的短く熟した言葉であるのに対して、後半部(乙類)には「採甘葛汁蜜及猪膏等丁」のごとく長々と「(他動詞) + (目的語) + (丁)」を並べた熟さない表現がある。「修理云々」をこれと比較すると、「丁」と「事」との違いを除けば全く同じ校正になるが、「丁」が「事」の草体に近似する(彌永貞三氏の御示唆による)ことを考慮すると、「事」は「丁」の誤りである可能性が高い。

(3) このころ「修理官舎正倉溝池堰堤等」の修理に雜徭を充てるのが原則であったことは、弘仁八年十二月廿五日太政官符(『類聚三代格』)、天長二年五月廿七日(『貞観交替式』)によって明らかである。

2 3 前掲註15。

2 4 前掲註13。

2 5 前掲註15。

2 6 前掲註14・15。

2 7 前掲註15。

2 8 『木簡研究』六、一九八四年。

2 9 『木簡研究』三〇、二〇〇八年。

3 0 『大日本古文書(編年文書)』五ノ五五三。

3 1 『木簡研究』三二、二〇一〇年。

3 2 『木簡研究』二五、二〇〇三年。

3 3 『平安遺文』一三〇号文書。

第三章 五十戸組織の変遷と在地社会

はじめに

本章では、従来の研究史上に位置づけられてきた「村」についての理解を整理し、律令制下とくに八・九世紀の在地社会における「村」の位置について検討することにしたい。

八・九世紀の史料上の「村」の基本的な性格は、人が居住し生活する上で基本的な単位である¹。この史料上の表記としての「村」の問題の一つは、律令制の五十戸で編成される組織（里・郷里・郷を指す。以下全体を指す場合は五十戸組織とする）との関係についてである。研究史上では、五十戸組織を人為的組織として空間的な性格を基本的に持たないもの、「村」を自然的組織として空間的な領域を有するものと区別するが、史料上の両者の区別は明確であるとは言えない。ここでは、前章までみてきたように「村」を在地社会の基盤と見做し、そこに重層的に五十戸組織の存在することを想定し、その関係性の変遷について検討する。「村」の性格が古代史料を通じて概ね変化せず、時代的な影響を受けにくい性格をもっていることに対して、五十戸組織は制度の変遷ごとに人為的組織としての性格だけでなく空間的な性格も帯び、その性格に変化が生じているからである。

そこで、両者の関係性について、ここでは従来ほとんど検討が行われていないと思われる時期区分による分析を行いたい。時期区分は五十戸組織の変遷を基準とする。第一章第三節でもふれたが、五十戸組織は律令制の戸別人身支配に際して設定された地方行政単位の末端の組織である。一郷（里）は五十戸で編成され、戸主を筆頭に戸籍・計帳が作成され徴税や徴兵の単位として利用される。この制度の変遷は、大まかに①評―五十戸制（大宝令以前）、②郡―

里制（大宝令以降）、③郷里制、④郷制（九世紀とすることができ。大宝律令施行以前の地方行政単位は、評と五十戸であったことが多くの木簡の記載などから確認されている。また郷里制は、靈龜三年（七一七）（天平十一年（七三九）末から天平十二年（七四〇）の間には五十戸一里の里を郷と改め、その下に「里」を設置したものである²。この郷里制についてはそれを直接定めた法令がみえず、施行目的がはっきりしないが、「里」は村落を把握するための組織であったとされることが多い³。本来であれば「村」表記から時期区分を行うべきであるが、以下の検討は概ねこのような時期区分による。なお時期区分による分析や比較を行うにあたっての問題もある。それは、それぞれの表記数が時期によって大きく異なることである。このことから必ずしも有効な方法であるとは思わないが、五十戸組織の変遷を基準にすることで、相対的に在地社会の中における「村」の位置を検討することが可能ではないかと思われる。

第一節 先行研究における史料上の「村」の性格

管見の限り、最初に史料上の「村」についてその特徴を明らかにしようとしたのは戸祭由美夫氏である⁴。戸祭氏は当時の「村」史料収集の不十分さや史料ごとの性格の違いに対する認識、また「村」そのものへの曖昧な定義という点を問題視し、史料ごとに見える「村」を検討する。その結果、各史料によって「村」のイメージが異なること、また時期による差異があることなどを指摘する。その後、鬼頭清明氏は「村」の性格を抽出して、①人間の現実の居住区、②土地の所在を示す、③村独自の身分秩序を形成する集団、④宗教活動の単位、⑤公の租税賦課に関して見

られる、⑥編戸との関わりでは使用されない、⑦僻地で未編戸のままの人々の居住区と考えられるとする七つの性格を提示した⁵。平川南氏は、史料を律令行政文書とそれ以外の史料に大別し、鬼頭氏よりもやや限定的に「村」の属性としてA地点・領域表示、B評―五十戸（里）施行以前の集落表記、C遷都地・離宮地表記、D辺境地域の表示、E内国の要衝地表示の五つを指摘した。「村」の属性は基本的にはAにあるとするが、蝦夷の「村」や遷都地の「村」、「加賀郡勝示札」に見える深見村の事例から、「村」の地点表記という性格を利用し、律令行政機構を補完し、新たな行政区画単位としての「村」を指摘する⁶。ただし、平川氏の根拠にする宮都などの事例でもその広域性を示すかは不明であり、地点表記という性格以上の内容は読み取れないものと考えられる。

金田章裕氏は、A何らかの意味ないし観点からみて、一定のまとまりとして捉え得る対象、Bこのまとまりが、必ずしも「現実の生活空間」であった訳でない、C同一のまとまりを野・葦原・庄などとも呼び得た、Dこのまとまりは、郡の領域とは異なった概念であり、郷とも異なっていたことが多いが、郷と同一名で呼ばれていた場合もあるという四点を指摘し、基本的な属性はAであり、国郡郷といった制度上の行政単位とはまったく別の概念であったとする⁷。

このように、史料上の「村」を検討した研究は、それぞれの想定する「村」の規模などが論者によって異なっている。これは、史料上の「村」が多様な要素を含んで表記されているからである。その中でも「村」の核と呼ぶべき性格を取り上げるならば、人の居住を含む一定の集まりであり、地点表記の際に用いられるということであろう。この地点表記としての性格は、『続日本紀』天平十四年（七四二）八月癸未条に遷都地としてみえる「近江国甲賀郡紫香楽村」や『日本三代実録』貞観十四年（八七二）五月十五日条の渤海使の出迎え先である「山城国宇治郡山科村」のよ

うに、八世紀から九世紀にかけてみられ、時代的な変化があるものではないことも確認できる。これを在地社会の中でどのように位置づけることができるのかという点については、その領域性が問題となる。

史料上の表記では、基本的に五十戸組織の下に「村」がみえることから、「村」の領域的な規模は五十戸組織よりも小さな単位であると考えるのが一般的である。しかし、五十戸組織と「村」の関係は、複数の「村」によって編成されていたとか、一「村」で一つの五十戸組織が編成されていたとするなど、論者によってその理解が異なる。いずれも史料上にみえる事例からの指摘であるが、前章までの「村」の事例で確認してきたように「村」が在地社会の基盤であったという理解を前提に、五十戸組織との関係を考えることによつて、史料上多様な姿をもつてあらわれる「村」を理解することができないのではないかと思われる。またここには、五十戸組織の性格的变化も影響していると考えられる。

これらのことは、六国史における五十戸組織と「村」の記載傾向から読み取ることができる。時期区分の検討に入る前に、その傾向を確認しておく、五十戸組織は分郡記事、土地の所在や墓所や山陵の所在地の記事にみえ、「村」は遷都地や捕縛地などの地点表記と蝦夷の「村」の記事にみえる。五十戸組織が墓所山陵の所在地などの土地の所在を示すようになるのは郷制以後に見えるものであり、それ以前には単独では全くみえない。「村」の場合には時代的な特徴としがたく五十戸組織のような傾向はうかがえない。問題としたのは、五十戸組織が土地の所在などを示すようになることである。これは時期的な変化が影響していると考えられる。

以下、節をかえて、五十戸組織の属地性化という点を制度の変遷を通じて確認していくことにしたい。基本的に従来の理解を踏襲するものであり、「村」を基本に据えて律令制全体のあり方を検討するようなものではない。

第二節 五十戸組織の変遷

すでにふれたが、九世紀までの五十戸組織の制度的な変遷は、大まかに①評—五十戸制（大宝令以前）、②郡—里制（大宝令以降）、③郷里制、④郷制—九世紀の四つである。あくまで制度の変遷に合わせたものであるため、それぞれの期間中に実態として大きく変化している可能性もあるが、ここでは、表記上の性格の変化に注目する。またこの変化は律令国家側の史料に顕著にみられるものと考えられるため、六国史を中心に取り上げていくことにしたい。

①評—五十戸制（大宝令以前）

孝徳朝から本格的に評—五十戸といった制度が整備され運用されている時期である。この時期の史料としては木簡などの出土史料が中心となるが、それらには「村」の記載は今のところ確認できない。また、評や五十戸は概ね大宝令施行以後の郡や里といった組織に継続されるものとして理解しているが、消滅した評や五十戸もあり、またそれらの性格が地縁的な集団か血縁的な集団かもふくめ、それぞれこれからの研究がまたれる状況である。なお、浅野啓介氏は、近年の出土木簡から、五十戸制の導入が大化前代にさかのぼる可能性を指摘する⁸。

ここでは同時代史料ではないが、『日本書紀』に目を向けてみると「村」と「邑」の両方の表記が確認される。当時の社会にも評や五十戸の下に村落などの存在は認められると思われ「村」や「邑」はそれを指すものと考えられる。この両者については、直木孝次郎氏⁹と宮瀧交二氏¹⁰によって検討がなされている。両氏は「村」「邑」はいずれも集落を指すものとして理解し、表記の違いから編纂者が一定の基準をもって書き分けていたことを指摘する。直木氏は、「邑」は一般の村落を指す場合に使い、「村」は部民などの村落を指すものとする。宮瀧氏は、『日本書紀』におい

て、「邑」が五一例確認できるのに対し、「村」は一七例しかないことを指摘し、「邑」は未王化あるいは渡来系集団を出自とする集団に対する表現で、「村」はいち早く王化した集落ではないかとする。両氏の分析の結果によると「邑」と「村」には当時の王権が村落に関わった際に王権にとってどのような立場であったのかという点が問題となっている。どちらの表記においてもここでは単純に地点表記という点を確認しておきたい。なお「邑」は『日本書紀』に見られず、以降の五国史の記載は「村」である場合がほとんどであり、「邑」と「村」は『日本書紀』独自の問題ともいえる。

【史料一】『日本書紀』天武天皇七年（六七八）十二月是月条

是月。筑紫国大地動之、地裂広二丈、長三千余丈、百姓舍屋、每村多仆壊、是時百姓一家有_二岡上_一、當_二于地動夕_一、以岡崩処遷、然家既全而無_二破壊_一、家人不_レ知_二岡崩家避_一、但会明後、知以大驚焉

【史料二】『日本書紀』景行天皇十八年八月条

八月。到_二的邑_一而進食、是日、膳夫等遺_レ蓋、故時人号_二其忘_レ蓋_一曰_二浮羽_一、今謂_レ的者訛也、昔筑紫俗号_レ蓋日_二浮羽_一。

どちらも筑紫国に関わる史料であるが、史料一は筑紫国の「村」ごとに多くの建物が倒壊したことが確認できる。具体的な名称はないが、「村」ごとという地点的な表現でその被害が報告されている。史料二に見える的邑はのちの筑後国生葉郡に相当する。ただしこの頃から郡規模の大きさは考えにくい。『続日本紀』などには「村」に郡家を設置し建郡する記事があるが、この場合も同様の事例と考えたい。

現在のところ、七世紀の木簡などには「村」はあらわれていない。どのような時期に「村」が使用されるようにな

るのかは今後の課題であろう。一方で『日本書紀』には村落を指す場合に「村」や「邑」が使用されている。『日本書紀』中ではどちらも地点表記という性格をもっているが、村落の出自などによってそれぞれ使い分けなされていたものと考えられる。また表記だけに注目すると、五十戸組織に相当する記載もほとんど見えないことから、「村」の地点表記という特徴がこの時期から確認できる。

②郡―里制（大宝令以降）

大宝律令施行により五十戸一里制が全国に施行された時期で、大宝元年（七〇一）から靈龜三年（七一七）の郷里制施行以前の十六年間にあたる時期である。律令制の理念に基づいた施行が重視され、国衙・郡衙が整備されていくことにより、在地社会の動向よりも律令制の実施が重視され、実際に律令制支配の効力が発揮されていたことと考えられる。『続日本紀』にはこの時期の里表記がほとんど見られないが、ほぼ唯一の和銅二年（七〇九）の記事を取り上げ、里と「村」に対する認識について少し検討したい。

【史料三】『続日本紀』和銅二年（七〇九）十月庚寅条

庚寅。備後国葦田郡甲努村、相_二去郡家_一、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多、仍割_二品遅郡三里_一、隸_二葦田郡_一、建_二郡於甲努村_一。

備後国葦田郡にある甲努村が葦田郡家までの道のりが険しく遠いため往還に不便であることから、この「村」に郡家を設置し建郡したことがわかる。そのさい品遅郡に所属する三里を割いて、葦田郡に所属替えしていることもうかがえる。当時の品遅郡と葦田郡にそれぞれいくつの里が所属していたのかを知ることができないが、『和名類聚抄』に

よると、品遅郡には駅家・品治・狩道・佐我・石茂・神田・服織の七郷、葦田郡には佐味・広谿・葦浦・都祢・葦田・駅家の六郷が所属している。なお甲努郡には矢野・甲奴・田総の三郷が所属している。少なくとも甲努村の人的な規模は三里分の規模と同等とみなされる¹¹。また、甲努村はその地理的な条件が問題となっているが、品遅郡の里は数が記されるだけであり、地理的な部分については注意が払われていない。

少ない事例であるが、里には地点表記と空間的な性格を有さないことを確認できる。これをこの時期の里と「村」に対する認識としてみると、里は人の所属を示すという性格が重視され、それ以上はあまり注意が払われてはいないということになる。人の所属としての里と地点表記としての「村」がいちおう区別して使用されているものと考えておきたい。

③ 郷里制

霊亀三年（七一一）から天平十一年（七三九）末、天平十二年（七四〇）初までの二十数年間にあたる時期¹²である。里を郷と改称し、その下に二、四の「里」が置かれた。岸俊男氏はこの郷里制の施行目的を地方行政上における統制強化とし、擬制的な「里」を設定したが、実際には郷レベルで行政は動いており、「里」は行政の煩雑化となるだけであったことから廃止されたとする¹³。また鬼頭清明氏や今津勝紀氏は「村」をほぼ「里」として捉えられることを指摘する¹⁴。なお、中田興吉氏はこの時期に史料上「村」の記載が確認できないと指摘する¹⁵が、『続日本紀』においては、蝦夷関係の記事に「村」が見え、この時期に編纂されたとされる『出雲国風土記』には「村」が頻出している。またわずかではあるが木簡にも「村」の記載が確認されることから、この時期の「村」については再検討する

必要がある。

さて、この時期の「里」の設定によって五十戸組織が「村」に接近したことは間違いないと思われるが、やはり五十戸組織と「村」は区別して認識されていたものとして理解し、「村」≡「里」という見解には同意しがたい。その点を検討するにあたり、次の二点の木簡を取り上げたい。

【史料四】平城宮二条大路北溝出土木簡¹⁶。

(表)・「備中国手田郡大飯郷新□里庸米」

(裏)・「四斗五升田中里一斗五升右二村一俵」

【史料五】延命寺遺跡出土二十一号木簡¹⁷。

(表)・「物部郷□□里戸主物部多理丸□〔口カ〕
物部鳥丸野田村奈良田三段又中家田六×
□〔有カ〕人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗」

(裏)・「田沽人多理丸戸人物部比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□〔呂カ〕」

史料四は、年紀はみられないが、郷里制下の表記であることが確認される備中国哲多郡大飯郷の庸米に関する荷札木簡である。この木簡から大飯郷内には新□里と田中里があることがわかる。なお、他の木簡から三谷里が大飯郷に所属することが指摘されており¹⁸、大飯郷が三つの「里」を含む郷であることがわかる。問題となる記載は、裏面の庸米の四斗五升と一斗五升を合わせて一俵とする場合に「右二村」と表記されている点である。この表記は鬼頭氏や今津氏はこの時期の「村」と「里」の関係を端的に示すものと評価し、ここから「里」≡「村」と理解している。しかし、この理解は次の史料五によって検討すべきである。史料五は第一章第二節でも取り上げたが、郷里制下の天平

七年の年紀をもつもので、越中国頸城郡物部郷□□里の戸に所属する物部比呂と伊神郷に所属する酒君大嶋との間での田地売買の文書木簡と考えられる。売買の対象地は物部郷に所属する物部鳥丸が野田村に所有していたと考えられる田地である。里制下のように人の所属を示すために「物部郷□□里」や「伊神郷」が使用され、「村」は田地の地点表記のために使用されていることに注目したい。

この郷里制下の表記をもつ二つの木簡は、一つは荷札木簡で徴税の証明となるものであり、もう一つは郡雑任立会いのもと作成した文書木簡であることから、両者の性格は異なるものであるから、単純に比較すべきではないかもしれない。しかし、両者の記載は郷里制下の「里」と「村」を区別して使用されているものと思われる。その点を少し確認していくことにしたい。

史料四の「右二村」について、「里」と「村」の解釈に①「里」を言い換えたものか、②庸米のひとつとまりを示す数詞とするかの二つが示されている¹⁾。①の解釈で理解されることが一般的であり、庸米を出した「新□里」と「田中里」を「右二村」と言い換えられたとし、「里」||「村」の傍証としてあげられる。しかし、郷里制下の史料五の木簡からも確認されるように、「里」の表記そのものは所属を示すという五十戸組織の基本的な性格から使用されているのである。また同様に「村」は地点表記の性格として使用されている。このことからすると、単純に「里」を「村」と直接結びつけることには問題があるのではないか。やはり「里」は五十戸組織の変遷の中でその性格を見極める必要があるように思う。やはり「里」||「村」とする理解には首肯しがたい。また②のような理解は、正倉院文書中の帳簿群などで木材などの束の単位として確認できる。ただし、この木簡のように庸米などに対する単位としての「村」はほかに見えない。

郷里制下における「村」記載はわずかではあるが、五十戸組織との関係を検討することにより制度上でも実態的にも重要な示唆を与える時期である。『続日本紀』には蝦夷の「村」の事例がほとんどであり、この場合の「村」も基本的な地点表示としての性格によるものといえる。一方で郷里の表記には「村」のような地点表記という性格をうかがわせる史料はなく、あくまで律令制下の所属を示すのみである。

このように「里」と「村」は非常に接近しているが、その表記に注目するとこの時期以降も「村」が存続して使用されていることが確認でき、この時期のわずかな事例と合わせて考えると両者は区別して理解すべきだろう。そして、この郷里制の時期を通して五十戸組織が「村」に接近したことで、五十戸組織はその性格に空間的な性格が付加されていくようになると思われる。

④ 郷里制と九世紀

郷里制の廃止によって「里」は廃止され、郷の呼称が継続的に使用される時期である。これ以降、制度的には五十戸組織に関わる大きな変更は認められない。しかし、六国史に記載される五十戸組織を編年的にみると、そこに属地性という特徴がうかがえるようになる。

【史料六】『続日本紀』宝亀元年（七七〇）十二月乙未条

十二月乙未。賜^二左大臣正一位藤原朝臣永手山背国相楽郡出水郷山二百町^一。

【史料七】『三代実録』元慶八年（八八四）十二月廿五日条

廿五日辛亥。勅以^二山城国愛宕郡鳥部郷地四町^一、為^二贈正一位藤原朝臣総嗣墓地^一。以^二同郡八坂郷地十町^一、贈^二

正一位藤原朝臣数子墓地^一。

右の二つは、五十戸組織である郷の表記を賜田の土地を表記していること、九世紀に入ると墓所の所在を示す際に使用されていることを確認できる顕著な事例である。先ほどまでみてきた①から③までの時期とは異なり土地の表記に際して使用されている点にこの時期の特徴を見出すことができ、「村」の基本的な性格であった地点表記という性格が郷にも見られる。そのため、「村」として表記されるような場合でも郷が使用され、両者の違いが不明確になってくる。この時期の分郡記事などには郡の所管する郷の数のみを表記したものが多く、郷の性格は基本的には変化していないのである。土地の地点表記という性格は郷里制下で「村」に接近したことによる影響も当然関係していると思われるが、律令制の施行から一世紀以上経ていることから在地社会への浸透という点も当然ありうる。また①く③の時期では、人の所属という点のみを重視してきたが、この人の所属にも少なからず空間的な要素も含まれるものと思われる。この時期に郷が土地の地点表記という性格を付加されるようになったのは様々な要因が影響しあい次第に顕在化したものと考えられる。

以上のように五十戸組織の表記を①く④の時期に分けてみてきた。これは、従来「村」には時代的な特徴を検討する余地がない一方で、五十戸組織も郷里制を挟むとはいえその時代的な変化についてはさほど注目されていないと思われるからである。

五十戸組織の時代的な変化を確認した上で、あらためて「村」との関係を確認してみると、律令制の当初は人の所属としての五十戸組織と在地社会に根差す地点表記としての「村」という区別が明確であった。これは、律令国家にとって「村」はその存在は認められるものであるが、支配単位の対象とならないものであったと考えられる。そのよ

うななか、郷里制下に五十戸組織の「里」が「村」に接近した。その理由については郷里制の目的が不明なところも多いため確実なところはわからない。しかし「村」をそのまま「里」として律令制度上に位置づけることは検討の余地がある。また郷里制以後も「村」はそれ以前と同様に表記されていることからこの時期も「村」として存続していたと考えられる。郷里制は二十数年で廃止となり「里」は消滅した。その後、郷制では郷里制によって在地社会に接近したことにより、五十戸組織に土地の地点表記という性格が付加された。「村」は「村」としてこの時期にも存続しているが、基本的な特徴であった点が五十戸組織との明確な差とはならず、地点表記といった「村」のもっとも特徴的な表記の上でも「村」と五十戸組織が混同されるような状況に変化していくものと考えられる。

ここまで「村」と五十戸組織の関係を表記の面から検討してきたが、最後に五十戸組織より在地社会に律令国家の影響をもつて設定された駅家との関係についてみていくことにしたい。

第三節 駅家と「村」

在地社会の基盤と想定する「村」を検討するにあたり、五十戸組織との関係以外にも注目すべきと考えるのが、駅家である。駅家は在地社会においては律令制下の組織の一つでもあるが、在地社会との関係を直接うかがう史料は少ない。そのためか「村」研究としてはあまり取り上げられないことがないと思われる。「村」が在地社会の基盤である想定するならば、それを五十戸組織以外の駅家からも検討する必要がある。駅家について、永田英明氏は、駅家は専属の駅戸と固有の駅起田とクラを拠点とし、その耕作や出挙活動などの収益からその経営にあたっており、五十戸組

織と区別されて、その独立性が高かったことを指摘している²⁰。そこで、駅家との関係についていくつか取り上げ検討しておきたい。五十戸組織と「村」の関係は、駅家との関係でもわずかに確認できるのではないか。

駅家と「村」との関係についての事例で『日本後紀』にみえるもつとも特徴的なものを確認しておく。

【史料八】『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）三月庚子条

庚子。大宰府言。大隅国桑原郡蒲生駅与^二薩摩国薩摩郡田尻駅^一。相去遙遠。遞送艱苦。伏望置^二駅於薩摩郡櫛野村^一。以息^二民苦^一。許^レ之。

大隅国桑原郡蒲生駅と薩摩国薩摩郡田尻駅の駅間に距離があり、遞送に困難があることから、この駅間にある薩摩郡櫛野村に新しい駅を設置することが認められたことがわかる。六国史中で「村」に駅を設置したことを示す唯一の史料である。このように「村」に駅家を設定したことを示す史料は、『常陸国風土記』行方郡条の板来村と曾尼村、『出雲国風土記』意宇郡条の黒田駅などがある。これらの例から「村」が駅家となったと一般化できるものとは思われないが、これまでみてきた「村」同様、地点表記という性格をもっていることが確認できる。そしてそれが律令国家に把握されており、そこに律令制度の駅を設定しているという状況がうかがえる。ただし永田氏の指摘するような駅家の編成が原則的に「村」を基準に行われたのかはわからない。また第二章では「加賀郡勝示札」から、「諸郷駅長」の文が見えていたことから、「村」内に複数の律令制的役職をもつ人々が居住していたことを指摘した。このような事例からすると、「村」を基盤とする律令制度の展開が確認できる。

ただし、「村」と駅家の関係について、新潟県柏崎市の箕輪遺跡から出土した次の木簡が注目される。

【史料九】箕輪遺跡出土一号木簡²¹

・牒 三宅史御所 応 并 ×

・ 不過可到来於駅 家村勿 ×

中大輔氏によってこの駅家村に関する検討がなされている²²ので、それをもとにこの木簡の基本的な事項を確認しておく。この木簡には年紀は見られないが、共伴遺物から八世紀後半〜九世紀初頭のもので書出、三宅史御所を宛所とする牒書式の文書木簡である。下部は欠損しているため、署名者や正確な文意については不明であるが、三宅史御所から駅家村へ物品を輸送することを命じたものと理解されている。駅家村の設置については駅家の設置に伴う移住・開発によるものと想定する。

この中氏の駅家の設置に権力側からの移住・開発があったこと想定する視点は、これまで見てきた在地社会における「村」に新たに集団規模の移動ということを付加する視点であると思う。なお時期的に④の時期にあたるものと考えられるため、「村」と律令制の組織との違いにそれほど差がなくなった時期であることから、単に到来地を示すための「村」表記とも考えられるが、いずれにせよ在地社会において「村」と使用される際には、地点表記という特徴は広く共通していたことが確認できる事例といえ、五十戸組織との関係においてもそれが顕著に見えることが確認できる。

このように在地社会における駅家の設定についても、概ね五十戸組織との間で確認できる点とほぼ同様の内容を確認できたものと考ええる。

おわりに

これまで、五十戸組織と「村」の関係について表記の面からみてきた。従来の研究からすでに両者の基本的な性格が異なっている点は指摘されている。本章では、前章までで検討してきた堤田村や深見村のように在地社会に存在する「村」を日本古代社会の中に位置づける試みで全体として検討したものである。また、所属としての郷と居住地としての「村」という従来の基準にそって検討してきた。その際、あまり検討されてこなかった五十戸組織の時代的性格の変化についても検討を行った。五十戸組織の変化の要因は、制度の変遷に応じて在地社会へ接近したことによる影響であり、その結果郷制以降両者の違いがはっきりとしなくなること指摘したつもりである。そして基本的には、両者がそれぞれ別の基準をもって成立している点をふまえると、古代社会は「村」を基盤に存在し、その上に律令制度が重層的に設定されていたと考える。駅家と「村」の関係についても五十戸組織の関係と同様なものであると思われる。想定はできるが今なお不十分である。また『和名抄』にみえる「駅家郷」の存在などについてもふれることができなかった。この点は今後の課題としたい。

【註】

- ¹ 吉岡眞之「郡と里と村」(日本村落史講座第四卷『政治Ⅰ』、雄山閣出版、一九九一年)。
- ² 岸俊男「郷里制廃止の前後」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)、鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」(上田正昭編『日本の古代と東アジア』小学館、一九九一年)、同「郷里制の施行 補論」(『律令公民制の研究』、塙書房、二〇〇一年、初出は、中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢』日、同朋舎出版、一九九二年)。
- ³ 鬼頭清明「郷・村・集落」(『国立歴史民族博物館研究報告』、第二二集、一九八九年)。

- 4 戸祭由美夫「古代史料にみられる村地名について」(『人文地理』、二八―五、一九七六年)。
- 5 前掲註2。
- 6 平川南『律令国郡里制の実像』(吉川弘文館、二〇一四年)。
- 7 金田章裕『古代・中世遺跡と歴史地理学』(吉川弘文館、二〇一一年)。
- 8 浅野啓介「日本古代における村の性格」(『史学雑誌』一二三―六、二〇一四年)。氏は、「村」についても北朝の律令に規定がみられないことからその規定が存在していなかった可能性を指摘している。
- 9 直木孝次郎『奈良時代史の諸問題』(塙書房、一九八六年)。
- 10 宮瀧交二『日本書紀』の『村』と『邑』に関する一試論」(吉村武彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、二〇〇五年)。
- 11 この場合、甲奴村が郡となつてはいるが、これを「村」基盤に考えてみると「村」の上に郡や五十戸組織が重なつていて想定される。ただしこの場合の「村」のような規模は一般的ではないと思われる。
- 12 岸俊男「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年)。鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」(上田正昭編『日本の古代と東アジア』小学館、一九九一年)。
- 13 前掲註2、岸論文。
- 14 前掲註3および今津勝紀『日本古代税制と社会』(塙書房、二〇一二年)。
- 15 中田興吉「郷里制の施行と村落」(『歴史学研究』五五〇号、一九八六年)。
- 16 平城宮出土木簡(荷札木簡)(『木簡研究』七号、一九八五年)。
- 17 延命寺遺跡出土土二十一号木簡(新潟県教育委員会『新潟県延命寺遺跡調査報告書』、二〇〇八年)。
- 18 前掲註14、今津論文。
- 19 二〇一二年度ムラの戸籍簿シンポジウム配布レジュメ参照。
- 20 永田英明『古代駅伝馬制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- 21 中大輔「日本古代の駅家と地域社会―越後国三嶋駅の事例を中心に―」(『古代交通研究』一三、二〇〇四年)。
- 22 前掲註21。

第二部

古代在地社会における「村」の構造

第四章 日本古代在地社会における「村」と家

はじめに

第一部でもふれてきたように、奈良時代の「村」をめぐる研究は膨大な蓄積がある¹。また「村」について考えていくには、「里（郷）」や「戸」といった五十戸組織と比較することが大事であると考え検討してきた。その結果、八世紀において、律令制の規定する籍帳に基づいて戸別人身支配が、五十戸一里（郷）という人為的組織編成として一定程度貫徹していた。その背景には在地社会の基盤である「村」の存在であり、律令制支配が一応成り立っていたものは「村」が存在していたからであろう。すでに確認してきたが、奈良時代の史料上の「村」の性格を扱った研究として、鬼頭清明氏の指摘から「村」を特徴付ける史料から七つの性格をあげることができる²。律令制の五十戸組織とは異なる性格を中心にしてあげられており、文献から「村」の性格を取り上げたものとして重視される。平川南氏は、鬼頭氏の取り上げた性格は史料そのものの性格を考慮していない点で問題があるとし、おもに奈良時代の史料を六国史や行政文書などの律令国家側の史料、風土記などの在地側の史料を二つに大別して検討を行った³。その上で「村」に五つの性格があると定義し、「村」は令制以前から存在し、令制の施行によって表面上消えてしまったものであるが、行政の補助単位として「村」があったことを指摘している。この両者の論に共通する点を示すと次の二点に集約できる。

- ① 「村」は人間の居住するところを示すものであり、土地の所在を示す場合もある。
- ② 「村」の内部では、独自の身分秩序が形成されている⁴。

このような性格をもつものとされる「村」には家が存在していた。第四章以降は、「村」と外部関係の検討を中心とするのではなく、その内部の関係を中心に検討したい。

この家について、関和彦氏は『播磨国風土記』の記載から、「村」が複数の集落から成り立つものとし⁵、鬼頭氏や平川氏は墨書土器の集落分布の範囲から村落としての領域を推定するなど⁶、景観的な復原が行われている。関氏は、九世紀に成立した仏教説話の『日本霊異記』（以下、『霊異記』）を史料として景観復原を行い、屋がその機能によって異なる呼称がなされていたことを指摘する⁷。今津勝紀氏は関氏の論をもとに戸籍や六国史の災害史料から一郷あたりの平均人数を算出している⁸。山尾幸久氏は、「村」の中においてのみ家であったとし、その規模はきわめて戸に近いとしている⁹。

「村」と家に注目するような視点は近年における古代史の「村」研究の新しい動向とみてよいであろう。共同体的な関係を「村」のあり方、家のあり方などから今一度確認し、奈良時代における「村」が家と密接な関係にあったことをみていくことにしたい。

家に注目するのは、『霊異記』や『風土記』あるいは荘園図や売券などに「村」とともに見えるからである。このような「村」の中にある家とはどのような姿を持っていたのか。またそれがどのようにして「村」とかかわっていたのか。この点をみていくことにしたい。

第一節 「村」を構成する家

六国史や行政文書など様々な史料上に見える「村」の景観を復原できる史料としても有効なものは各国の風土記であろう。風土記は和銅六年（七一三）の詔¹⁰により、地方の情報を具体的に把握する目的で編纂されたものである。現在は出雲・播磨・常陸・肥前・豊後の五ヶ国の風土記が残っており、国ごとに書式や重視する内容などに違いが見られるが、基本的な地誌としての特色には相違がない。

風土記を用いた具体的な「村」景観の復原は、関和彦氏の『出雲国風土記』秋鹿郡恵曇浜条によるものが顕著な例であろう¹¹。関氏の復原した「渡村」の恵曇浜¹²には、周辺にある川を利用して砂地との間に桑・麻の園地があり、その周辺に「百姓之家」があったことを想定する。そして、この周辺に三つの社があり、少なくとも「渡村」を構成する恵曇浜の「百姓之家」と二つの集落に関係することを指摘している。この「百姓之家」の口分田は付近の「渡村」にあったとし、水田の位置は集落よりもいくらか離れていた可能性もあるとする。また、「百姓之家」全体に隣接していたとする「園地」には、桑麻が植えられていたことを指摘している。また周辺の山川藪沢に関しては、一定の使用権が認められて形成しており、排他的独占形態をとっていたとする景観を推察している¹³。「村」と「百姓之家」の関係性については、とくに「百姓之家」の共同体的性格を明らかにしようとしており、「百姓之家」を何の定義もなく「在家共同体」として言い換えているが、これを「園地」を経営する共同体であったとしている。中田興吉氏が『出雲国風土記』の家表記を整理し批判しているように、「百姓之家」は、自然標識以外の人の居住を示すためのものであり、人家の集合体としての呼称として理解しておきたい¹⁴。関氏は、『靈異記』の家の共同体について検討した際にも、「百姓之家」が家であると結論づけられている¹⁵。次章で検討する家に非常に近いものとみることができただる

う。

ほかに、「村」の景観として特徴的なものとして『常陸国風土記』浮嶋条に見える「浮嶋村」がある¹⁶。これは、水上交通の要衝にある島であることが特徴の「村」であるが、百姓の人数や社の数など注目できる情報がある。この島には十五戸の百姓が居住し、九つの社があったことが確認され、口分田も班給されていたようだが、農業が生活の中心ではなく、焼塩による製塩を生業としていたことがわかる。なお、この島に関わらず常陸国の霞ヶ浦では焼塩が活発であったことが周辺の遺跡から発掘された土器などから確認されている。

このように、風土記にみえる里や「村」は人の居住する集落として見え、山や川といった自然景観と対比して表記されることから集落景観を具体的に示すものが多い。風土記以外には具体的な景観についての記述を確認できる史料はほとんどないが、『続日本紀』には以下のような記事がある。

【史料一】『続日本紀』神護景雲二年（七六八）八月庚申条

庚申、（中略）下総国言、天平宝字二年、本道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等具注_下応_レ掘_二防毛野川_一之状_上申_レ官、聽許已訖。其後已経_二七年_一。得_二常陸國移_一曰、今被_二官符_一、方欲_レ掘_レ川。尋_二其水道_一、当_レ決_二神社_一。加以、百姓宅所_レ損不_レ少。是以、具_レ状申_レ官。宜_レ莫_レ掘者。此頻年洪水、損決日益。若不_二早掘防_一、恐渠川崩埋、一郡口分二千餘田、長為_二荒廢_一。於_レ是、仰_二両国_一掘。自_二下総国結城郡小塩郷小嶋村_一、達_二于常陸國新治郡川曲郷受津村_一一千餘丈。其両國郡塚、亦以_二旧川_一為_レ定。不_レ得_二随_レ水移改_一。

史料一は最初の上申から年代を経ているものであるため、まずその内容から確認することにした。天平宝字二年（七五八）に問民苦使によって毛野川改堀工事が、上申され認められていた。しかし七年後の（天平神護元年（七六

五〇) になっても改掘工事は行われておらず、下総国が上申ししたところ、常陸国の出した文書によると、工事区間にある神社の破壊と百姓の住居も壊さなければならぬという理由から工事を行わないようにという上申が行われていた。しかし水害対策の点を下総国が強調したことによって、神護景雲二年(七六八)になり、ようやく「下総国結城郡小塩郷小嶋村」と「常陸国新治郡川曲郷受津村」の間を改掘するよう命じられた。

以上が、おおまかな内容である。この改掘工事が水害対策として緊急性を要していたにも関わらず、十年も中断されていた理由は常陸国の移から確認できる。それは工事の対象となっている「受津村」にあつたであろう「神社」と「百姓宅」である。またこの史料にはあらわれていないが、「村」にはその範囲に水田や川なども含むことがあつたことが指摘されており、耕地の変更なども問題であつたであろう。しかし、そのような耕地などより「神社」と「百姓宅」を取り壊すことは「村」において重大なことであつたと思われる。このような「村」と「神社」の関係については、風土記に多く確認することができ、少なくとも一村につき一つの神社があつたと考えられる。この記事からは、実際に常陸国の「村」から掘削の反対意見が出ていたのかを確認することはできないが、この延期あるいは中止の前提には「村」からの上申があつたことが想定できる。「村」から抗議には、神社と百姓宅の存在が重要なものであつたことがわかる。

また『続日本紀』中の暴風や大雨などの災害記事には、「村」の要素としての家が、その被害をあらわすのに使用されている。いくつか史料をあげて確認しておく。

【史料二】『続日本紀』靈龜元年(七一五)五月乙巳条

乙巳。(前略)遠江国地震、山崩墜^ニ龜玉河^一、水為^レ之不^レ流、經^ニ数十日^一潰、没^ニ敷智・長下・石田三郡民家百

七十余区^一、并損^レ苗。

【史料三】『続日本紀』天平勝宝五年（七五三）九月壬寅条

壬寅。攝津国御津村南風大吹、潮水暴溢、壊^レ損廬舎一百十余区、漂^レ没百姓五百六十余人^一、並加^二賑恤^一、仍追^二海浜居民^一遷^レ置於京中空地^一。

【史料四】『続日本紀』天平宝字八年（七六四）十二月是月条

是月。西方有^レ声、似^レ雷非^レ雷、時当^二大隅薩摩両国之堺^一、烟雲晦冥、奔電去来、七日之後乃天晴、於^二宝嶋信尔村之海^一、沙石自聚、化成^二三嶋^一、炎氣露見、有^レ如^二冶鑄之為^一、形勢相連望似^二四阿之屋^一、為^レ嶋被^レ埋者、民家六十二区、口八十余入。

【史料五】『続日本紀』宝龜元年（七七〇）正月甲申条

甲申。大宰管内大風、壊^二官舎并百姓廬舎一千卅余口^一、賑^レ給被^レ損百姓^一。

史料二〜五はいずれも災害記事である。そこには民家や廬舎などの表現で、郡内あるいは国内の被害として示され、その災害規模を知ることができる。それらの数詞は区となっており、一定の区画があったものと思われる。その地に居住する人々が使用する建物を示すものもあったと思われる。

「村」にあつた建物は、史料三の「摂津国御津村」にみえる。難波津の周辺地域に位置したものと考えられており¹⁸、この「村」の大風と高潮の被害は、「壊^レ損廬舎一百十余区、漂^レ没百姓五百六十余人^一」であつた。この被害をうけた廬舎の区の数から「御津村」の規模が推定できる。この「廬舎」は、有名な山上憶良の「貧窮問答歌」にもあるが、一般の粗末な建物を指すものと考えられ¹⁹、また今津勝紀氏も指摘するように百姓の住居であろう。この「御津村」

は当時の重要な交通交易の要衝であった難波津にあることから、一般的な「村」よりも多くの人が居住していたことが考えられるが、被害の結果から一つの建物あたりの人数は五〜六人であったと推定できる。今津氏は、このほかに天平宝字八年（七六四）の大隅国と薩摩国における落雷記事²⁰の被害を取り上げ、「一区」あたりの人数を平均三〜五人としている²¹。一村あたりの平均的な人数を示すものではないが具体的な人数の示す事例として重視しておきたい。なお、家を構成する建物の機能などについては、次章でふれることにする。

さて、この家一区あたりの人数についてであるが、九世紀に成立した仏教説話の『靈異記』上巻第三十二縁には、一つの家の具体的な人数を表記する説話がある²²。その該当する部分には、「鹿有りて細見里の百姓の家の中に走入る。家の人覺らずして殺して噉ふ。後に天皇聞きたまひて、使を遣りて其の人等を捕へしめたまふ。時に男女十余人みな其の難に遭ひ、身単ひ心慄りて憑恃む所無し」とある²³。これは聖武天皇の狩りの獲物であった「鹿」が「百姓の家」に入り、そのことを知らない「家の人」が「殺して噉」つたため、そこにいた「男女十余人」を捕らえたとするものである。『日本靈異記』においては、単に「家」と表記される家と「富める家」と表現されるものがあり、そこに差異があったことが確認でき、この場合は一般的な「百姓の家」であろうと思われる。つまり「百姓の家」には一般的に十数人いたことを確認できる。これを先ほどの「御津村」などの事例から考えると、一つの家には最低でも寝起きするための建物が二つ以上あったと考えられる。

このように建物の集合体を「区」と表現するものは、ほかにも奈良時代の売券に多く確認できる。

【史料六】「大和国十市郡司売買地券文解」²⁴

十市郡司解 申立売買地券事

合地二区 並在十市郡池上郷

一区地三段 在板倉一字 板屋三字

東限朱雀路 南即廣長口分田

西溝并小道 北車持朝臣仲智地

右、左京七条二坊戸主息長丹生真人廣長貢地者、

一区地四段

在草葺屋一字 東限朱雀路
南息長真人廣長地

西溝小道并十市郡池上郷忍海連力士家
北十市郡池上郷小赤臣真人人口分田 充餽錢六千文

右、右京五条二坊戸主正八位上車持朝臣若足戸口從五位下車持朝臣仲智沽地者、

以前、得広長等辞狀稱、絶上件地常根、沽与東大寺布施屋地已訖、望請、依式欲立券文者、郡矣勘問得実、依勒沽買兩人署名、立券如件、以解、

天平宝字五年十一月廿七日

息長丹生真人廣長

相知僧勝緯

車持朝臣仲智

知事紀朝臣形麻呂

買寺三綱都維那僧 承天

上座法師 安寛

佐官兼寺主法師 平栄

可信法師法正

寺使坤宮官舎人正初位下衣縫牛甘

郡司擬大領外正七位下忍海連法麻呂

擬主帳无位大伴大田

「国判立券三通
一通留国 一通置郡
一通置寺家」

天平神護元年八月十六日正七位下行大目馬毘登夷人

從五位下行介息長丹生真人大國 正七位上行少掾掃守田毘登馬養

この売買の対象地は大和国十市郡池上郷で、現在の奈良県桜井市安部付近に比定される。四至の記載から朱雀大路に面していたことがわかり、その大通り沿いに田地や宅地が広がっていたことわかる。売買の対象となっている土地は、左京七条二坊の戸主である息長丹生真人廣長と右京五条二坊の戸主である車持朝臣若足の戸口車持朝臣仲智の沽地を合わせたものである。買主は東大寺の三綱であり、いずれも京内の人間であることが特徴である。この四至記載から廣長の土地の北に仲智の土地があったことがわかる。また都から遠い位置にあったと思われる、京戸に班給された口分田の所在として確認できる。

このようなひとまとまりの土地と実際の居住地の関係についてはすでに第一章でふれた。あらためて確認する必要があるが、ここでは「一区」として集約される売買の対象となる土地に付属する建物の存在が確認される。宇治郡賀美郷堤田村の売券には、家と「家一区」の二つの表現が確認できる。「家一区」と表記される場合には、「板敷屋二字」・

「棟一宇」・「板屋三宇」・「門屋一基」など具体的な建物の名称を記し、土地の大きさを示したものがあり、「家一区」は複数の建物群で構成されたものであることがわかる。この「家一区」について、戸田芳実氏はこれを田地や畠地を含んだ一つの個別農場としての経営単位とし²⁵、下鶴隆氏は口分田を伴った経営体の総称として見ている²⁶。売券からは、「家一区」を所有するのは官人である場合が多いことが確認できることから、在地社会における経営の拠点であったと思われる。すべての売券に「村」が見えるわけではないが、複数の建物を含む土地の売買の付属物には区という表現がみえ、それは家を指すこともある。このことから、「村」の中には家があったことが確認、想定される。

このような家の機能等については後でふれるが、人的な構成は血縁関係にあるものが核で、それに食料支給により編成される流動的な労働力を合せたものであり、労働作業施設をもつことから、それは基本的な生産単位として位置づけることができる。また倉屋は、家同士の共有施設についてとしても確認されるものもあることから、複数の家からなる日常的な共同体が形成されていたと考える。このような家を基準とした共同体は「村」を構成する重要な要素である。

第二節 「村」と集落

「村」が複数の家を重要な構成要素とするが、それは集落として理解される。このような集落はどのようなものであろうか。この点について岸俊男氏の提示する「史料にあらわれる村」「景観としての集落」「共同体としての村落」が適切な説明であると思う。つまり、集落は考古学的な集落を指すものである。それについて、鬼頭清明氏は

住居小グループと同一の墨書土器を共用する住居小グループ群という重層した単位にわけたものを集落とみなしている。その上で、「村」は複数の集落からなっていたことを強調しているのである。文献では、道守村の事例から一村一集落か一村複数集落を示唆し、一般的には一村複数の集落から構成されていたとした²⁷。また、山尾氏も同様の見解を支持している²⁸。小林昌二氏は、「村」の規模は一定していない²⁹が規模の大小に関わらず「集落を幾つか包摂していることが重要なのである」としている³⁰。なお、小林氏によると自然村落説では、「村」＝一つの集落ととらえているらしい。

このことを前提にして、「村」と集落の関係についてみていくことにしたいのだが、第一部を通して検討してきたことからわかるようにその関係について文献史料から確認できることは少ない。これは六国史以外の史料でも同様である。

たとえば『常陸国風土記』や『播磨国風土記』などで「村」と表記される場合は、地名起源説話についてであり、編戸以前のものを「村」としている場合がある。『播磨国風土記』では、地名起源説話においてわかる限り旧地名を載せるといふ方針だったらしく、「風土記」の中で「村」の表記が顕著である。地名起源説話での旧地名表記とは、たとえば「〇〇里」の項目において周辺の景観を表記する際に「〇〇村」と表記されることや、「此村」と表記することで、編戸前の集落を指していることが確認できる。特に里を構成する要素として「村」があったと思われる史料がある。

【史料七】『播磨国風土記』飾磨郡 少川里条

少川里（高瀬村豊国村英馬野射／目前檀坂御立丘伊刀嶋）。土中々（本名／私里）。右、号^二私里^一者、（志貴）嶋宮御宇天皇世、私部弓束等祖、田又利君鼻留、請^二此処^一而居之、故号^二私里^一。以後、庚寅年、上野大夫、為^レ宰

之時、改為_二小川里_一。一云、小川、自_二大野一流_二来此処_一、故曰_二小川_一。

所_レ以稱_二高瀬_一者、品太天皇、登_二於夢前丘_一、而望見者、北方有_二白色物_一。勅云、彼何物乎。即、遣_二舍人上野
国麻奈毗古_一、令_レ察之、申云、自_二高処一流_一落水、是也。即号_二高瀬村_一。

所_レ以号_二豊国_一者、筑紫豊国之神、在_二於此処_一。故号_二豊国村_一。(後略)

この史料は、律令制以前の集落を示すものとして有名なものである。「私里」とされるのは欽明天皇の頃で、編戸の始まりである「庚寅年」_一 持統四年(六九〇)に、「小川里」としたものである。この割注にある「高瀬村」と「豊国村」の地名起源については、「村」が集落あるいは地名としての意味を持つものであるとしか判断することができない。だが、それぞれの「村」の起源をみると、高瀬村は高いところから落ちる水を元にしており、豊国村では、豊国神を祀っていることが確認される。特に豊国神は、筑紫とあり播磨国に移ってきた人たちの集落であろう。『播磨国風土記』ではこういった他地域や他国からの移住は他にも確認でき、地名起源とされることが多い。これは渡来系の移住に関しても同様である。

里(郷)も「村」と同様に集落として『播磨国風土記』では扱われている。たとえば、賀古郡印南浦条の「大国里」がある_{三〇}。ここには「百姓之家」が多く集まっていることから「大国」となったとされる。他にも、「村」名を里名の説明と同様に取り上げて説明する記事もあるため、一概に里(郷)の下にあったとすることはできないが、「村」には中心的なもので里名となるものと、それとは異なり里名に関わらないが「村」として特筆すべきものがあり、それ以外の「村」も存在していたのであろう。このことに関連して、地名起源説話などにおいては、「此村」と表記することや冒頭の里名より前の地名を示す場合も「村」が使用される。これは、一つの里(郷)に一つの「村」ということ

を示すのではなく、里の下に複数存在するものであることを考えることができる。

「里」はどのような存在であったであろうか。里（郷）は、里長に税をいったん集約して郡単位で徴収を行っていたことがわかっている。もちろんこの点から、「里」の編成については明らかにされていないところが多いが、「里」を組織することによって徴税強化を図るといったことも考えられ、風土記の記載から一郷につき平均三〜四「里」が組織されていたらしい。「里」一つにどの程度の房戸が含まれていたのかは不明である。「里」を自然村落としてとらえたのは清水三男である³¹。また、関和彦氏、中田興吉氏、山尾幸久氏がこの考えを支持している³²。これは、郷里制という二十数年間の制度下において、突如設定された「里」、「房戸」という組織が突如廃止されるという点で、基盤となる組織がなければ行うことができなかったであろうことなども含めると自然な見方であると思う。これは郷里制施行の目的と照らしあわせ、すでに指摘してきたように両者を同一のものとみなすことはできないが、「里」は「村」に接近した組織であり、房戸は家族に近い組織であるといえる³³。

このような「村」の中の家は、九世紀に成立した『靈異記』の説話においてその具体的な記述とともにある程度「村」の景観を知ることが可能となる。そこで、『靈異記』を取り上げてみていくことにしたい。

『靈異記』に見える里・郷名を検討された吉田一彦氏³⁴によれば、郷名は『和名抄』とほぼ一致するが、里についてほとんど当てはまらないとする。里のみえる説話には例えば『靈異記』中巻第三十四縁では「諾楽の右京の殖槻寺の辺の里に」などと寺院周辺にある集落のようなものを里と表現している。実際のところ『靈異記』において、「村」と里に意識的な違いはなくほぼ同義に扱っているのである。このような違いは、著者である景戒やこの説話の対象となっている層の人たちにとっては、里・「村」の区別をさほど意識する必要がなかったためではないかと思われる。『靈

異記』には里名のほうが多く表記されている点からもわかる。そしてこの集落は、家同士のつながりによって成り立っていたことも説話の中から確認することができる。

『靈異記』下巻第十三縁には「時に三十余人、葛を取らむとして山に入り」と見える³⁵。複数人で葛取りを行っており、家を超える労働として考えられる。同様に具体的な人数は明記されていないが、『靈異記』下巻第一縁では、山に入って船造りをしていることが見える³⁶。これらの説話の中での表現からすると、それぞれ日常的に山に入り、労働を行っていたであろうと思われる。このような仕事は、複数人で行なう必要がある、仮にひとつの家で行おうとしても、困難であったのであろう。

このような集団での仕事から、家同士の結合というものが確認されるのではないか。農耕作業に関わらず、比較的大規模な作業（船造りなど）は共同で行われてしかるべきものであり、こうした結合関係は、日常生活（農作業、山仕事など）の上に存在していたのではないかと思われる。家は日常生活に関しては、ある程度自立した経営体であったが、家の集合体として相互扶助の関係にあり、それを包摂する「村」内の共同性に依存していた関係であったのであろう。

おわりに

在地社会における「村」を構成する家に注目してみてきた。「村」の構成に家が必要不可欠であることは、『続日本紀』の災害記事や風土記、売券から『靈異記』にいたる古代史料のいずれからもうかがえる。必ずしも家と表記され

るわけではないが、複数の建物や畠地などを含む一区が古代の家の基本的な姿であろう。このような家が複数集まって古代在地社会には集落が形成されたものと考えられる。この集落がどの程度の数で「村」となっていたのかについては文献からでは不明である。ただし、複数の集落によって一つの「村」となったとみたい。在地社会の基盤となっていた「村」を維持するには複数の集落が必要であったであろう。

「村」と家の関係については、少しばかり検討したが、「村」を構成するのは家だけではないとも考える。それは生業関係であったり、地縁的な関係であったり、血縁的な関係であったりするのかもしれない。この「村」の構成要素については、今後の課題としたい。

【註】

- 1 村落史の研究史については、八十年代以前については吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）、八十年代以降については吉岡眞之「郡と里と村」（日本村落史講座第四卷『政治Ⅰ』、雄山閣出版、一九九一年）、小林昌二「村落史研究のあゆみ」（日本村落史講座第一卷『総論』、雄山閣出版、一九九二年）、田中禎昭「古代村落史研究の方法的課題——七〇年代より今日に至る研究動向の整理から——」（『歴史評論』五三八号、一九九五年）などにくわしい。
- 2 鬼頭清明「郷・村・集落」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二集、一九八九年）。
- 3 平川南「古代における里と村——史料整理と分析——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇八集、二〇〇三年）。
- 4 その代表的なものは「村長」である。
- 5 関和彦『風土記と古代社会』（塙書房、一九八四年）。
- 6 前掲註2、3。
- 7 関和彦『日本古代社会生活史の研究』（校倉書房、一九九四年）。
- 8 今津勝紀「古代の災害と地域社会」（『歴史科学』一九六号、二〇〇九年）。
- 9 山尾幸久『日本古代国家と土地所有』（吉川弘文館、二〇〇三年）。
- 10 『続日本紀』和銅二年五月甲子条。

- 前掲註 5。
 『出雲国風土記』秋鹿郡恵曇浜条。
 前掲註 5。
 中田興吉『出雲国風土記』に見える「村」と「百姓之家」(『風土記研究』二三号、一九九六年)前掲註 7。
 『常陸国風土記』信太郡浮嶋条。
 前掲註 5 や前掲註 14 では、『出雲国風土記』を中心に他の風土記なども例としてあげている。
 新日本古典文学大系『続日本紀』該当記事注釈。
 「貧窮問答歌」(『万葉集』卷五)。
 『続日本紀』天平宝字八年是月条。
 今津勝紀「古代の災害と地域社会」(『歴史科学』一九六号、二〇〇九年)。
 以下、『日本霊異記』の引用は新日本古典文学大系の書き下し文による。
 『日本霊異記』上巻第三十二縁。
 『大日本古文书(編年文書)』四ノ五二〇。
 戸田実美『日本領主制成立史の研究』(岩波書店、一九六七年)。
 下鶴隆「古代における土地の占点とその変質」(『ヒストリア』一七八、二〇〇二年)。
 前掲註 2。
 前掲註 9。
 小林昌二『日本古代の村落と農民支配』(塙書房、二〇〇〇年)。
 『播磨国風土記』賀古郡大国里条。
 清水三男「奈良時代の村」(『清水三男著作集』第一巻、校倉書房、一九七五年)。
 前掲註 9 の山尾論文、前掲註 5 の関論文、前掲註 14 の中田論文。
 前掲註 9 の山尾論文、杉本一樹『日本古代文書の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)。
 吉田一彦『民衆の古代史―日本霊異記』に見るもう一つの古代』(風媒社、二〇〇六年)。
 『日本霊異記』下巻第十三縁。
 『日本霊異記』下巻第一縁。

第五章 家の景観と人的構成

はじめに

前章では売券や災害記事などの史料から家が複数の建物によって構成され区と呼称されていたことがわかった。またそれらがまとまったものは集落ととらえるものであり、その集合したものが「村」を構成していたとみてきた。一方で、その家の具体的な構成などについては不明な点が多い。「村」の具体的な姿として家に関する点は重要な事項と思われる。そこで、家の記述の豊富な『日本霊異記』（以下、『霊異記』¹）から家の機能等についてみていくことにしたい。結論から言えば、家の複数の建物は、様々な性格をもっており百姓の生活の基盤となっていた。以下、このことを確認していく。

第一節 家の建物の機能

『霊異記』において家の記載が具体的に確認できる説話やや長いが全文を取り上げる。

【史料一】『日本霊異記』中巻 第三十四縁

諾楽の右京の殖槻寺の辺の里に、一の孤の嬢有り。いまだ嫁はず、夫無し。姓名詳ならず。①父母の有ける時には、多く饒にして財富み、数屋と倉とを作り、観世音菩薩の銅の像一体を鑄奉る。高二尺五寸なり。②隔家を仏の殿と成して彼の像を安き、之れを以ちて供養す。聖武天皇の御世に③父母命終り、奴婢逃げ散れ、馬牛死亡に、財

を失ひて家貧しくして独空しき宅を守りて昼夜哀び啼く。観音菩薩の願ふ所を能く与へたまふことを流聞き、其の銅の像の手に繩を繋けて牽き、花と香と燈とを供へ、用ちて福の分を願ひて曰さく「我はすなわち一子にして父母無し。孤にしてただ独のみ居る。財を亡ひ家貧しくして身を存つに便なし。願はくは、我れに福を施へ。早く貺へ。急に貺へ。」とまうす。昼夜哭きて願ふ。④里に富める者有り。妻死にて鰥なり。是の嬢を見て媒を通して伉儷ふ。嬢答へて言はく「我れ今貧しき身にして、裸衣にして被無し。何為れぞ面を障ひて参向でて相語らむ」といふ。媒還りて状を告ぐ。壮聞きて言はく「彼の身貧窮しくして衣服無きことは、我れ明に知る所なり。ただし聴すやいなや」といふ。媒往きて告げ知らず。嬢なほし否辞ぶ。壮強ひて入りて鬪る。すなはち心に聴許し、壮と交る。明日終日に雨降りて止まず。雨に障へられて避らず。三日留る。夫壮飢ゑて言はく「我れ飢う。飯を賜へ」といふ。妻言はく「今進らむ」といふ。⑤竈に燃火を起して、空しき¹¹を居ゑ、頬を押しして蹲る。空しき屋に入りて徘徊りて大いに嗟き、口を嗽き手を洒ひ、堂の内に参入りて像に繋けたる繩を引き、涕泣きて白し言さく「恥を受けしむることなかれ。我れに急に財を施へ」とまうす。罷り出でて、先の如く空しき竈戸に向ひて頬を押しして蹲る。爰に日の申時に急に門を叩きて人を喚ぶ。出でて見れば、⑥隣の富める家の乳母有り。大櫃に百の味の飲食を具納れ、美き味芬馥しく、具らぬ物無くして、器はみな錠と牒子となり。すなはち与へて言はく「客人有りと聞く。故に隣の大なる家具けて物を進納る。ただし器は後に給へ」といふ。嬢大に歓喜び、幸の心に勝へず、著たる黒き衣を脱きて使に与へて言はく「物の献るべき無し。ただし垢つける衣のみ有り。幸はくは受け用よ」といふ。使の母取りて著、急々に還り去ぬ。食を以ちて夫に饗すれば、食を見て怪び、彼の食を見ずしてなほ妻の面を瞻る。明日夫去ぬ。絹十疋と米十俵とを以ちて、妻に送りて言はく「絹は颯に衣被に縫ひ、

米は急に酒に作れ」といふ。嬢彼の富める家に往きて幸の心を述べて慶び貴ぶ。隣の家室曰はく「癡なる嬢子かな。もし鬼託くや。我れは知らず」といふ。彼の使なほ言はく「我れまた知らず」といふ。嘖められて家に帰り、常の如く礼まむとして堂に入りて見れば、使に著せたる黒き衣、銅の像に被る。爾うしてすなはち観音の示す所なりと知る。因りて因果を信ひ、ますます慇懃に彼の像を恭敬ふ。此れより以来、本の大なる富を得、飢を脱れて愁無し。夫妻天になること無く、命を全くし身を存つ。斯れ奇異しき事なり。

(傍線部①～⑥は筆者注)

傍線部①②⑤から家の建物について、③は家の財について、④⑥からはひとつの集落に複数の家が存在していたことを確認することができる。③④⑥については後述する。

①②⑤の建物についての記述から、この家には裕福な時期には複数の「屋」、「倉」があり、「隔家」と呼ばれる建物は「私堂」となっていたことがわかる。

ここにあるような建物は、他の説話においても確認することができ、それらから家を構成する建物をあげてみると、「屋」「倉」「庭」「門」「籬」などであったことがわかる。①⑤のような「屋」は、様々な史料でも確認することができる。機能・用途に応じた呼称であったらしく『靈異記』には、「寢屋」「閨」「碓屋」「隔家」「閉屋」などの「屋」が見られる。

たとえば「閨」については、中巻第三十三縁において、「其の夜閨の内に音有りて言はく『痛きかな』といふこと三遍なり。父母聞きて相談ひて曰はく『いまだ効はずして痛むなり』といひて、忍びてなほ寐。明日の暁に起き、家母戸を叩きて驚かし喚べども答へず。」と見えるように³、「閨」は「屋」の役割の中で、寢所としての機能の高いこと

るのであることがわかる。ここは、未婚の娘の寝所であることが多く、室内の声を「父母」が聞いていることから、両親の寝所からさほど離れていない場所に別の建物として設けられていたと考えられる。

また「碓屋」については、上巻第二縁でのみ確認することができる。「二月三月の頃に、年米を設けて春く。時に其の家室、稻春女等に間食を充てむとして碓屋に入る」と見えるように⁴、「稻春女」が「二月三月」になると「年米」を春く施設であることがわかる。「年米」は『延喜式』によると正税を春いて国ごとに定められた期間までに京進するものである⁵。この作業を行う場所としての機能を持つているのが「碓屋」である。

以上見てきたように、「屋」には「寝屋」「閨」などの住居としての機能と「碓屋」などの作業場としての機能という二つの機能があることがわかった。また、この二つの機能のほかに「隔家」「閉屋」といった祭祀のための施設としての機能をもつ建物があった。

「隔家」は、【史料一】で見られるように仏像を安置した建物で、私堂という性格をもつ。『靈異記』では、「堂」が「村」の人によって建立される説話を多く確認することができるが、この場合では家を構成する建物の一部を私堂として利用していたのであろう。この家が元は「富める家」であったことを考えると、一般の家には「隔屋」という施設はなかったのであろう。

「閉屋」については上巻第十二縁で確認しよう。ここには「同じき年の十二月の晦の夕に迄りて、(中略)すなはち万侶を将て其の家に至り、閉ぢたる屋よりして屋の裏に入る。多く飲食を設く。其の中に己が分の饌を以ちて万侶と共に食ふ。(中略)時に其の母と長子と、諸の靈を拝まむが為に其の屋の内に入り、」とあり、「十二月の晦」に「饌」を饗する場所として見える。「諸の靈を拝まむが為」はおそらく先祖の靈を拝むことであろうから、一般的に先祖祭

祀を行う場所が「閉屋」であったのであろう。対象は仏と先祖の違いはあるが、いずれも祭祀に係る施設だったのである。このように「屋」の機能は様々であった。なお『靈異記』には見えないが、このほかにも関和彦氏は、産屋や娘小屋などについても考察している⁷⁾。

さて、先に「屋」以外に「門」や「籬」といったものをあげた。これらは、家の入り口や区画を示すものと思われる、集落の共同空間と家の空間とを区切るためのものであったと考えられる。

「籬」は上巻第二縁で「碓屋」にいる「家室」が吠えた犬におびえ「籬の上に登りて居る」とみえ、家の区画を示すものとしてあるものと考えられる⁸⁾。また、中巻第十縁では家ではなく「麦畠」を区画するものとしてあらわれる⁹⁾。これらのことから、日常的な空間の仕切りとして、「籬」が設置されていたことは間違いないであろう。

「籬」によって区切られた家には「庭」があることも確認できる。中巻第四十一縁では、「其の女子桑に登りて葉を揃く。時に大蛇有り。女の登る桑に纏りて登る。路往く人見て嬢に示す。嬢見て驚き落つ。蛇また副ひて墮ち、纏りて婚ひ、慌迷ひて臥す。父母見て、薬師を請召ぶ。嬢蛇と俱に、同じき床に載せられ、家に帰り庭に置かる。」とあって、桑木から落ちた「嬢」が板に載せられ運ばれた「庭」にて処置が施されている¹⁰⁾。この説話では、家の内部に桑林があったのかそうでないかは記載されていないが、「嬢」を「路往く人」や「父母」がすぐに発見出来た場所であったことや、上巻第十一縁には「後の時に家の内の桑林の中に匍匐ひ」と見えることから、家の敷地内に桑林があった事と思われる¹¹⁾。また、「庭」の機能として承和八年（八四一）閏九月二日の太政官符がある¹²⁾。ここには「置_二稲中庭_一見_レ之且飢。」と見え、「中庭」において稲を干していたことが確認できる。この太政官符によると従来稲の乾燥は、庭において自然に乾燥させていたらしい。しかし、天候に左右されることが多く、貧困にあえぐことも少なく

なかった。そのためこの太政官符により稲機を田に設置することを推奨している。時期もあるが、古代においては中庭で稲を乾燥させることが一般的であったと思われる。このように『靈異記』において、垣によって区画された複数の建物が家であったことが確認される。

このような家の景観は、よく六世紀の集落と生産跡が発掘された黒井峯遺跡によって復元される¹³⁾。この遺跡は、標高二五〇メートルに位置する群馬県子持村（現、渋川市）にある。火山軽石によって、当時の地表面や建物が完全に覆いつくされており、遺構の保存状態が非常によい。軽石層に覆いつくされたところからは、竪穴住居・平地式住居・平地式建物・網代垣・柵列等の基礎部分・庭・畠道・祭祀・水場・ミニ水田などが確認されている。集落の規模は、一〇〇〇×五〇〇平方メートル前後のものであり、それぞれが不定形な大きさである。集落内の一世帯単位とされる建物の構成として共通する点は、柴垣内の平地式住居・平地式建物・掘立柱建物・庭・小区画に区切られた畠・祭祀施設であったことが報告されている。

この遺跡をただちに八世紀後半の家と比較するのは危険なことであるが、景観としての家の要素がほとんど抽出されている。とくにこの集落遺跡と家との関係で重要と思われるのは「垣」による区分けである。複数の建物を囲む「垣」の存在は、文献史料の家と一致するものであると思うが、管見のかぎり「垣」をもつ遺跡はこの遺跡以外の発掘事例はほとんど報告されていないようである。

さて、家の飲食はどのように行われていたのか。発掘の報告によれば、竪穴住居（建物）においては、ほとんどの場合、竈跡が確認できるとされる。竪穴住居とは異なるが、【史料一】の傍線部⑤からは、飲食のための竈は家の中に一箇所しか設けられなかったと思われる。またこの場合、「空しき屋」とあることから、竈のある「屋」は寝所として

の「屋」とは別のところではないかと思われ、家が没落してしまっても建物自体はそのまま残っていることがわかる。そのような中に、厨房のような機能を持つ「屋」もあつたのであろう。

ここまでは家の区画内の建物を中心に見てきたが、家の区画外には建物などはなかったのであろうか。ひとつの集落内において、複数の建物が存在していたことは、すでに明らかにされている¹⁴。【史料一】の傍線部①では「数屋」のほか「倉」があつたことが確認できる。また、上巻第二十三縁を見ると、「三日の後に忽然に火起り、内外の屋倉一時にみな焚き、遂に其の妻子等をして生活くこと能はざらしむ」と見えるものがある¹⁵。ここでの「内外の屋倉」とは、私的空間にある家の屋倉（内）と共有空間にある屋倉（外）を指しているのではないだろうか。「内外」の表現の背景には、家が「家長」の私的空間であるという認識があり、「家長」によって私的に所有される建物と、集落によって共有される建物の双方があつたのであろう。そのため私的に所有される家は、【史料一】に見られるように売買の対象となるものであつた。集落や「村」で共有される建物の機能については『靈異記』などにも記載がないため不明であるが、「倉」は稲などを貯蔵するためのものであつたと考えられる。集落や「村」単位で租税に関する労働を行う際には共用される「屋」を使用していたとも思われるが、詳しいことは不明である。

ほかに集落や「村」によって共同利用されていたものとして「井」がある。上巻第九縁には、「其の家の童女水を汲まむとして井に趣く。宿る人足を洗はむとして副ひ往きて見る。また村の童女井に集り水を汲みて、宿る家の童女の井を奪ふ。惜みて奪がしめず」と見え、「井」に「村の童女」が集まっていることが確認できる¹⁶。八世紀前半の史料になるが、『常陸国風土記』に顕著に見られるように、「井」を中心とした集落の形成や神話伝承は多く存在する¹⁷。そのため「井」の存在は集落の形成ときわめて密接なものであり、生活に必要な水を得るためのものであつた

と考えられる。

このような家相互関係の中で集落が形成され、その共有空間を利用して、『令集解』卷二十八「儀制令」春時祭田条所引「古記」「一云」に見られる「郷飲酒礼」が行われたとも考えられる。

ここまで検討したことをまとめておくと、『靈異記』にみえる家は、「門」「籬」などによって、一定の土地が区切られており、その内部は、「屋」「倉」といった複数の建物によって構成されている。建物には作業用の建物と住居としての建物の二つの機能があり、用途に応じて建物の機能を変えていたか、複数の建物を時期によって使い分けていたと思われる。また作業場として「庭」があり、家の周辺には「桑林」などが栽培され、「井」「屋倉」などの集落単位で共有される建物などがあった。

家の具体的な広さについては、集落遺跡のデータの蓄積する部分もあると考えられるが、文献史学と考古学の集落に対する定義があいまいなため一概に対照できない。先ほど取り上げた黒井峯遺跡を、一応文献の家の記述と一致する部分も多数あったことから典型的な事例としたい。それに基づくと山尾幸久氏は、住居としての建物は広くとも四十平方メートル四方のものである¹⁸。このような建物で構成されるものが古代の家である。このような家ではどのような人たちによって生活が営まれていたのか、節を改めてみていくことにしたい。

第二節 家の構成員

それでは、前章にて確認した家では、どのような人たちが実際に生活していたのであろうか。

【史料一】の傍線部③には「奴婢」「牛馬」などが財産としてあったことがわかる。この「富める家」の財産は、他の説話からもそのことが確認できる。このような家では、出挙などを通して財を蓄えていたようである。しかし、「奴婢」は「牛馬」と同じく、モノとしての財産であり、人の扱いは受けていない。【史料一】にみえる「富める家」が有力であったのは、「富める家」だったころの状況が示すとおり、「両親」「家長」「家室」であろう）の存在が大きかった。この両者の死亡によって一世代でも家存続することが困難であり、没落することさえもあった。また、傍線部④⑥にみられるように同じ里内には複数の「富める家」があり、貧しくなった者と富める者の家が隣同士であったことも確認できる。以上のことから、当時の社会では富の維持が困難であったことがうかがえ、そのために貧窮した者と富める者が雑居していたのであろう。この点から古代の集落は安定したものであったとは言いがたい。また、のちにふれるが、この没落した「富める家」と隣の「富める家」は集落規模であり、里内は「村」規模であったであろうと考えられる。

それでは、このような「富める家」の構成員はどのようなものか、具体的にみていくことにする。

【史料二】『日本霊異記』中巻第十六縁

聖武天皇の御世に、讃岐国香川郡坂田里に、一の富める人有り。夫妻同じき姓にして綾君なり。隣に耆と嫗と有り。おのおの居りて鰥と寡となり。かつて子息無く、極めて窮しく裸衣にして、命を活くること能はず。綾君の家を食を乞ふ所として、日々に闕けず舗時に逢ふ。主試むとして夜半ごとに竊に起きて爨きて家口に食はしむれども、なほ来り相ふ。家合りて怪ぶ。家室家長に告げて曰はく「此の二の耆と嫗と、①驅せ使ふに便なし。我れ慈悲ぶるが故に家児の數に入れむ」といふ。②長聞きて曰はく「飯を採りて養へ。今より已後おのおの自が分を

缺きて、彼の耆と嫗とに施せ。功德の中に、自身が宍を割き他に施して命を救ふことは、最上たる行なり。今我が作ふ所は彼の功德に称はむ」といふ。家口語に応して、分の飯を折きて養ふ。③彼の家口の中に一の使人有り。主の語に随はず、耆と姥とを厭ふ。④やうやく諸の使人また厭ひて施さず。家室竊に分の飯を擲りて養ふ。常に¹。む人、長公に讒ちて輟まず。なほ養を送る。讒ちたる家口、單釣人に副ひて海に入りて釣を経む。釣繩に蠣十貝²。著きて上る。釣主に誂へて曰はく「此の蠣を贖はむと欲ふ」といふ。釣人免さず。叮々に心を至して教化へて言はく「十貝の直に充てば、米五斗ならむとす」といふ。⑤乞ふが如くして贖ひ、法師を勸請へて、合せて呪願せしめて海に放つ。⑥生を放てる人使人と俱に、山に入り薪を拾う。枯松に登り、脱れ落ちて死ぬ。卜者に託きて曰はく「我が身を焼くことなかれ。七日置け」といふ。卜者の語に随ひて、山より荷ひ出し、外に置きただ期れる日を待つ。七日にしてすなはち蘇り、妻子に語りて言はく「法師五人、前に有りて行く。優婆塞五人、後に有りて行く。行く路広く平にして、直きこと墨繩の如し。其の路の左右に宝幡を立烈ぬ。前に金の宮有り。問ひていはく「何の宮ぞ」といふ。優婆塞睇ち¹に嘔きて曰はく「斯れ汝が家主の生れむ宮なり。耆と嫗とを養ひ、此の功德に因りて為に是の宮を作るなり。汝我れを知るか」といふ。答へていはく「知らず」といふ。教へて曰はく「当に知るべし、十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放てりし蠣十貝なり」といふ。宮の門の左右に、額に一の角生ひたる人有り。大刀を捧げて、吾が頸を殺らむとす。法師優婆塞諫めて戮らしめず。門の左右に蘭しき 饌を備け、諸人樂び食ふ。吾れ中に居る。七日飢渴多て、口より焰を出す。然うして言はく「汝飢ゑたる耆と嫗とに施さずして厭ひし罪の報なり」といふ。法師優婆塞吾れを將て還り、纔見ればすなはち蘇る」といふ。是の人涼の状を覩て、施を好み生を放つ。命を贖ふ報は、返りて救翼けしめ、施さぬ報は、還りて飢渴多しむ。

善と悪との報無きにあらず。

(傍線部①～⑥、及び囲み線は筆者注)

この説話では、「家長」「家室」「家口」「家児」「使人」といった家の構成員の関係についてみることができる。

「家長」「家室」については、冒頭の富める夫婦であることが確認でき、家の主導者であることがわかる。「家口」は傍線部⑥から薪拾いを行っていることが確認できるように、家の労働力であり、傍線部②からわかるように家から食料を支給されており、また妻子などもいることが確認できる。この家からの食料支給は労働の対価であり、基本的に「家口」が自由に使ってよいものであることが、傍線部⑤などから確認することができる。また傍線部④⑥にみえる「使人」と同じことを指すものと考えることができ、家には数人いたことがわかる。

「家児」は、『靈異記』の説話ではここにしかみえないものであり、「使人」のように食料支給を受けているため理解が非常に難しい。そこで、説話に沿って確認していくことにする。「家児」はここでは両隣に住む貧しい老人二人である。この二人は子によって養ってもらおうことができず、他の家に乞食している。ここから当時の社会において貧困者が他の家に乞食することが一般的であったらしいことがうかがえ、他の説話においてそれに対する行為は善行と評価されている。しかし、この説話における「家室」の行動はそのような社会一般の乞食への対応とは異なっており、「家児」として養おうとするのである。「家長」もこの提案を聞き入れ老人二人を養うことに決定する。しかし傍線部①に「馳せ使ふに便りなし」としていることから、当時の社会で家から労働力にもならない養うために食料支給を受けるのは異例のことであることがわかる。さらに、この家の構成員として労働力にならない老人二人の食料は、「家長」の判断により「家口」である諸々の「使人」に与えたものから分けて出すことになった。しかしながら、傍

線部③で説話の主人公である「使人」の一人はこれを拒否し、最終的にその家の「使人」たちは出さなくなってしまうのである。

家から食料支給を受けている「家児」「家口」はどちらも「イヘノコ」²²であるが「家長」「家室」との血縁的な関係にはないであろう。そのため、家から食料支給を受けることによって養われている存在であることは間違いない。しかし、「家口」のように労働の対価として家から食料支給を受けることが基本的な「使人」であったと考えられる。そのため、家の慈悲によって養われる「家児」は一般的な家の構成員ではなかったであろう。

この点について、河音能平氏は「社会的存在としての家は、「家長」——「家室」——「家口」家児」（この中には一般の家族員、寄留的親族および「使人」が含まれる）によって構成されていた」²³とし、太田愛之氏は、「家児」の語には擬似家族の含意があるものの、その本来の意味は「家において「駆使」されつつそこに食生活を依存する者」²⁴であり、後文の『使人』と同じものである」としている²⁴。また、あくまで【史料二】を前提として、その人的構成は「家長・家室の夫婦と複数の家口であった」とし、「擬似家族関係をなそうとする意識が窺われると同時に、老嫗が家長・家室夫婦の子としてではなく、まさに家の子として『綾君之家』に帰属せしめられた事情が示されて」おり、「他の『家口』にもこの原則が当てはまる。『家口』は字のごとく、家のメンバーとして家に結びつく存在であって、家長・家室との血縁関係の存在を前提としない」ため「家の根幹にある集団構成原理は血縁関係ではない」と家の結びつき原理にまで言及している。太田氏のように家の編成原理は、血縁関係を重視するものではないことについては賛成できるが、両氏のように「家口」≡「家児」ではなく、「家口」と「家児」は根本的に養うことの意味が違うのではないだろうか。

さて、このような関係が見て取れる家の構成員の特徴としても注目されるのは傍線部⑤である。ここでは、「家口」自身の判断で「釣人」から「十貝」につき「米五斗」を換えており、法師を勧請して蠣の放生を行っている。ここから家から支給された食料は「家口」の財となっていたと考えることができるであろう。つまり「家口」である「使人」には自由に使える財を蓄えることができたのである。自ら財を生むことはできなくとも家から支給される食料を元に生計をたて、妻子をもつ「使人」の姿がここから確認できるであろう。

ほかの「使人」の例をみておく。「稻舂女」は、上巻第二縁にあらわれ、前章でも確認したが、京進するための田租を舂くという仕事を行っていたことが確認できる²⁵。稲を舂く作業がどこで行われていたかについては不明な点も多いが、ここでは家の中で行われていたことが確認できる。この「稻舂女」が年中この家において「使人」であったのかは不明である。また『播磨国風土記』では「米舂女」として確認できるが、「稻舂女」との関係は不明である。しかし米を舂く労働が女性を中心に行われていたことが確認できる²⁶。ほかに前章でも確認した上巻第九縁では「童女」が確認できる。この「童女」は、本来家の子供ではなく拾われた子供であるが、「井」に水を汲みにいく仕事をして家に養われている。「童女」が一般的に拾われた子を指すわけではなく、この説話からは同じ「村」の他の家にも「童女」がいたことがわかる。なお、この他の家の「童女」は少なくとも拾われた子供ではないようである。

さて、家の構成員を取り仕切る立場にあった「家長」と血縁的な関係にあったと思われる者たちは、家の構成員とは場合によって違う扱いを受けていたようである。簡単にみておく。それらは「親属」「親族」「眷属」などと表記され、多くは説話の主人公と血縁関係にあるものであることがわかる。このような者たちが、同一の家もしくは、家の周辺にいたのであろう。上巻第十縁では「然うして後に親族を召集めて具に先の事を陳ぶ」と見えることから、「家長」

によって齋会などに呼ばれていたということを確認することができる²⁷。

さて、家の主導者である「家長」によって労働力が編成されていることを確認してきたが、「家長」を中心とする家とはどのようなものかと考えることができるであろうか。

太田愛之氏は、【史料二】を通して、「家の根幹にある集団構成原理は血縁関係ではない」とし、その構成の特徴を『綾君之家』には、家長・家室と家口という擬似家族的関係のほかに、家主と使人というこれとは異質な関係が存在し、前者が後者に覆い被さって」おり、「現実に機能していた後者は、要するに経営者と使用人との関係であるから、家の実体は自然的家族ではなく、人為的に作られた『産業（ナリハヒ）』の経営組織にほかならない」とし、そのため奴婢集積の大家族による家父長制的・隷属的大経営のイメージではなく、核家族＋αの小経営をイメージしている²⁸。

この太田氏の見解について篠川賢氏は『靈異記』からは男性たる『家長』を経営主体とする家が広範に存在していたことがうかがえる、ということ」であるとし、「経営体としての家は、流動的な不安定なものではあったが、必ずしも一代限りのものではなく、『家財』は、不動産も含めて次代に継承されたと考えられるのである」としている²⁹。

河音能平氏は、当初『靈異記』の家を家父長的性格をもつものとして捉えていた³⁰。この点は、篠川氏³¹も同じ立場であつたらしい。しかしその後、家父長制の成立は院政期であるとの見解を変更している³²。この中で河音氏は、七世紀後半の共同体解体の状況を、「律令国家によって裁判権・軍事力などが収奪され、首長には、勸農権・祭祀権のみを認められた」存在として認識し、「私的搾取階級の成長が阻害され、『私出挙』で私富を蓄え大農業経営によって経営が進み、『富豪之輩』などが発生したとする。古代においては、郡ごとの農業共同体関係によって農民層の個別経

営の自立的発展が阻害され、農民層に家父長制家族が形成される余地はなく、自立的個別経営（小農経営）も抑圧されていた」としている。この院政期での家父長制の成立はほぼ通説となっていると思われるのだが、河音氏は、郡レベルにおける農業共同体という把握に留まっており、家そのものには立ち入って論じられていない。つまり「村」レベルの共同体というものが認識されないうままに、家父長制の成立が院政期であるとしている。家父長制が古代において成立していたかについては、確かに疑問ではあるが、家父長的な存在として「家長」を見ることは可能であろうと考えられる。

さて、経営体としての家は、篠川氏のイメージするものに近い。『靈異記』の家は個別経営としての性格をもつものであったと思われる。それは労働力を編成できる程度に自立した経営体であったと思われるが、非常に不安定な経営体であり、頻繁に家の興亡が起っていたと考えられる。そのため、奴婢の集積の大家族による家父長制的奴隷制的大経営とはいえないが、核家族+ α の小経営ともいえないではないか。とくに核家族+ α というものは、『靈異記』に見える家の構成員ときわめて近い表現であるが、核家族が家の基本的な組織ではない。興亡の激しいながらも「家長」あるいは「家室」によって労働力を編成していく集団として家が成り立っていたと考えられる。

なお、古代の家族については、親族名称のみえる「戸」とのかかわりなどから議論されてきているが定説をみない。現在のところ山尾氏の家族像が妥当であろう。山尾氏は家族を「少なくとも古代日本では、土地所有であり」「特定の共同体（村―筆者注）の正規の構成員であることによって、生産過程において、労働者が自分の管理責任を意識して、自分が手入れする道具や自分が飼育する家畜を使って価値を実現すべく働きかける現実の土地領有、それは事実上永続的である状態」であり、「日常的に交錯し、収穫によって生計を一つにして居る最小の単位社会、そのような近

親グループ」としている³³。

古代においては、家族がそのまま家ではないと考える。家は少なくとも経営体としての性格をもつものであり、主人―使人の関係が見られた。そこには血縁・地縁・労働・隷属といったさまざまな関係が生じていた。家族は一般に両親とその子というもので基本的に位置づけられるものであるが、山尾氏は「家族は、内部に常に配偶関係や親子関係を含むとは限らない」と指摘する³⁴。両親と子という単婚小家族が古代においても基本のものであったかどうかについてはわからないが、最小の血縁関係というものは存在していたであろう。家は、このような血縁や地縁にかわりなく多様な要素が複雑に絡み合い、基本的な生活の中心として存在していたのである。そして「家長」を中心とするこのような家の構成員の関係は、籍帳の記載からも確認することができる。

第三節 家と戸

「家長」は律令では戸主とされることが「戸令」からわかるのであるが³⁵、ここまで中心に扱ってきた家は、古代のどの段階におけるものであろうか。『靈異記』においては、ひとつの家が十数人規模で成立していたのではないかと思われ、これが八世紀後半の社会における家の平均的な姿であったであろう。それでは、この八世紀後半の家の構成員の姿はどこまでさかのぼることができるのであろうか。籍帳に記載される戸から見えていくことにしたい。

籍帳に見える戸とはどのようなものであったであろうか。戸は五十戸組織を編成するために律令国家によって、人為的に設定されたものである。とくに郷里制下においては郷を編成する戸（以後、郷戸とする）と「里」を編成する

房戸が設定されていた。この戸には膨大な研究史があるが、その大きな流れとしては、実態の家族を反映したとする郷戸実態説³⁶、律令国家によって機械的に編成されたものとする郷戸擬制説³⁷、郷戸の編成原理を指摘した編戸説³⁸がある。特に、「編戸説」を提起した安良城盛昭氏は、戸が複数の家（安良城氏は、「房戸」と家を同等に扱っている）を合体するなどして新たに編戸したものであることを確認した上で、「律令国家権力の造籍を通じての『編戸』は、『戸』の課口数を一定数に保持しようという目的のもとに行われる」としている³⁹。また、杉本一樹氏は「戸は、ただ自然なあるがままの実態でも、また実態からまったく遊離した人為的なものでもなく、実態・擬制両者の接点でとらえるべきものである」という認識が共通のものとなり「そのうえで『実際の『編戸』の過程そのものが、問題の焦点として重要視されるようになってきたといえる」と指摘している⁴⁰。

このように、近年では郷戸を実態とする説は成り立ちがたく、擬制的なものであるとすることが一般的である。しかし杉本氏の指摘のように、全く実態の反映していないものと見ることはむしろかしく、そのために古代家族の実態を房戸に見出す見方が強い。これは、郷里制が二十数年という期間で廃止されていること、郷里制廃止後の房戸は郷戸に吸収されていることなどから、在地社会の実態をある程度反映していると考えられるからである。

それではこの房戸を取り上げて戸と家の構成員との関係について考えてみよう。籍帳のうち房戸含む史料として、「近江国志何郡計帳」がある。断簡であるが、神龜元年（七二四）、二年（七二五）、天平元年（七二九）〜六年（七三四）、十四年（七四二）の計九通の計帳手実が現存している。おもに「大友但波史族吉備麻呂」を中心とする戸の構成の変遷を知ることのできる史料である⁴¹。この一連の計帳手実からは、神龜元年に「戸主」の「弟」であった「吉備麻呂」が神龜二年に「戸」（＝房戸）となり、天平元年から「戸主」（＝郷戸）となっており、郷里制が廃止され郷

制へと移行した天平十四年には戸主は不明ながら再び「弟」として戸に編入されていることがわかる。

このうち、神亀二年の房戸は、後の時期と比較しても「吉備麻呂」の子である「女」の構成に変わりはないことから、実態としての家族に近い編成とすることができる。また、天平元年に郷戸となつてからは、「吉備麻呂」の郷戸には「妻」と「女」の他に「大田史多久米」「三上部阿閉」「三上部足戸」などの家族が含まれていることから、家の中核である「家長」として「吉備麻呂」を中心としたものに、何らかの關係を持つ「大田」と「三上部」兄弟の家族が郷戸として編成されている。このような編成からは、房戸が血縁を中心とした家族を中心に編成したものであり、郷戸が経営体としての家の実態をある程度反映したものとみることができないのではないだろうか。最終的に「吉備麻呂」の郷戸は、天平十四年段階で消滅しており、これは家の没落と何らかの關係があるとみられる。

これは、あくまで家の構成員を郷戸を単位として見たときに、近いということである。郷戸や房戸を組織するにあたって、戸内の逃亡者のあとに新たな者を加えていることから、編成にはほかにも何らかの影響があり、単に家を中心に編成したものとはいえない。しかし、「近江国志何郡計帳」の場合、家の「家長」として「吉備麻呂」がおり、その「使人」として「大田」以下がいたとすることができそうである。房戸から郷戸へ編成される段階で「吉備麻呂」の家が新興したことが影響したとすれば、このように考えることは無理のないことではないであろう。特に家の興亡は激しく、籍帳の記載などからも本貫地からの逃亡があったことも確認できる。また第一節の史料一の傍線部③に見られるように、家の没落した後は財産としての「奴婢」も逃亡していたことから、当時の家の構成員は流動的なものであったことがいえるであろう。

これは、もちろん郷戸実態説を採るものではないが、経営体としての家と徴税単位の郷戸は近いものであったで

あろう。

このように「志何郡計帳」が家の構成員と何らかの関係性を表していることができる。また、家自体に関わるのかは不明であるが、吉田晶氏も指摘するように「吉備麻呂」が「弟」↓「戸」↓「戸主」↓「弟」という変遷は、「家父長的世帯共同体の特徴として、構成員が必ずしも固定的ではなく流動性をもつ」ものであることを確認でき⁴²、社会の流動性を示しているのではないかと思われる。当時の社会の流動的な側面として、今津勝紀氏は戸籍から抽出した平均寿命などや婚姻関係の変動といったデータなどから、「古代では、安定的な単婚小家族などは存在せず、配偶者を亡くした男女の離合集散が繰り返され、生き延びた男性を軸として待遇関係が再構築され、世帯が再構成されていた」と述べている⁴³。家の構成員の婚姻関係などがどのようなものによって成り立っていたのかについては判断できないが、少なくとも古代では今津氏のような流動的な社会であったであろう。

このような流動的な社会において「使人」はどのように家に編成されていたのかについては見えておく。戸田芳実氏は、古代末期農民の反律にまず、「使人」の社会的な位置とはどのあたりであったのかについて見ておく。戸田芳実氏は、古代末期農民の反律令分子として活躍する層を「富豪層」としてとらえることを提起した⁴⁴。「富豪層」の基本的な階層は、新興の家であるらしいのだが、有力な家としても差し支えないであろう。この背景には、農民は三つの階層にわけることが可能であるという林屋辰三郎氏の指摘があるらしい。杉本一樹氏は古代社会において、上層・中層・下層農民として区別し、戸籍に記載されるのはほぼ中層以下であろうとしている。そして「竪穴一基、住居群・集落、集落を超える上位集団と重層するいくつかの単位が、協業、収穫物の管理、水利灌漑施設の解説・維持などの諸局面において機能したとするが、下位のまとまりは極めて流動的不安定なものであ」とする⁴⁵。

以上のような階層が古代の百姓にはあり、中層以上は有力農民層とすることができよう。そのため、「使人」は下層が大部分を占めていたであろうことが推察される。この有力農民層を具体的に史料として確認できるのは、【史料一】の傍線部④にある「富める家」のようなものであると考えられる。これらは国司や郡司の郡領クラス（官人）から、百姓クラスまで様々な層において存在していたようであり、「富める家」の富の具合も家ごとに様々であったと考えられ、『富める家』の富の具合を推し量るべきだ」とする太田愛之氏の指摘もあるように、それぞれに差があることと思われる⁴⁶。そのため、国司郡司クラスの「富める家」と百姓クラスの「富める家」とは区別し、国司郡司クラスの「富める家」については、考察の対象外としておく。

次に、このような社会的な位置にいる有力農民による労働力編成についてみていくことにしよう。

七〜九世紀にかけて、何度か農繁期などの一時的な人員の確保のために食料によって人を集めることを禁じる太政官符が出されている。労働力は食料によって集積される一面をもっていたが、『靈異記』に見えるように、労働力としての「使人」はそれぞれ妻子を持ち、財を蓄え、家を転々とすることもあり流動的な家の構成員であった。

このような労働力をどのように編成していたのか。その具体的な内容が【史料三】である。これは、「魚酒」を「田夫」に食わせることを禁じたものである。大化二年（六四五）に出されたものを最初として、七世紀から九世紀まで断続的に禁令として出されていたことが確認できる⁴⁷。

【史料三】延暦九年（七九〇）四月十六日付太政官符⁴⁸。

太政官符

応レ禁斗断喫ニ田夫魚酒一事

右被_二右大臣宣_一。徧_レ勅。凡制_二魚酒_一之状。頻年行下已訖。如聞。頃者畿内国司不_レ遵_二格旨_一。曾無_二禁制_一。因_レ茲殷富之人多蓄_二魚酒_一。既樂_二産業之易_一。就_レ。貧窮之輩僅弁_二蔬食_一。還憂_二播殖之難_一。成。是以貧富共競竭_二己家資_一。喫_二彼田夫_一。百姓之弊莫_レ甚_二於斯_一。於_レ事商量深乖_二道理_一。宜_下仰_二所由長官_一。嚴加_二捉撻_一。專当人等親臨_二郷邑_一。子細檢察_上。若有_二違犯_一者不_レ論_二蔭贖_一。随_レ犯決罰。永為_二恒例_一。不_レ得_二阿容_一。

延暦九年四月十六日

この「殷富之人」や「貧窮之輩」は、どちらも家の「家長」を指すものであり、「田夫」は「使人」のことであろう。ここには、「殷富之人」が「魚酒」によって「田夫」を「産業」に就かせて楽に経営を行っているのに対し、「貧窮之輩」はわずかに与えることのできる「蔬食」しか準備できず、さらに経営が苦しくなっている。互いに競い合っている料でもって「田夫」を編成しようとしているため疲弊してしまっているのである。農繁期には労働力を編成していることがわかり、百姓層における階層差が発生しており、また「魚酒」とよばれる食料支給による労働力編成が行われていた。前節の家の構成員の検討からもわかるように「家長」を頂点とした家の経営はその萌芽が確認できる程度であり極めて不安定な経営であった。またその構成員の流動性このような労働力が影響しているのである。

さて、この「殷富之人」には、八世紀に朝廷から慶事の際に模範的百姓として褒賞や官位を与えられた者たちである力田者と呼ばれる人々もいたと考えられる⁴⁹。彼らは、褒賞理由として、私富を貧農層に与えていた点をあげるこ
とができる⁵⁰。亀田隆之氏は力田者の特徴として次の五点をあげている⁵¹。

(1) 律令国家からは土地経営に精力的に努める農民として把握される。

(2) その帯びる位階は低く無位の場合もある。このことは、こうした力田者が郡司層のいわゆる地方豪族よりい

ちだん低い階層の農民であることを物語る（もつともこの場合、郡司の性格に力田者として把握される側面があっても不思議ではないし、またその一族が力田者として把握されることは充分考えられる）。

（3）部姓や渡来者系の者が多く、このことはいわゆる新郡司層との関連性を考えさせる。

（4）多量の土地と動産を私有し、その財力により貧農を救済する場合があった。

（5）律令国家によりしばしば褒賞の対象とされているが、それは右にいう（1）および（4）の（むしろその本質面は（4）におかれているとみられる）特徴によるものである。

亀田氏は、力田者を「たんに八世紀の農村に広範に存在するというだけでなく、新しい一つの階層として登場するにいったたとみなくてはなるまい」としている。すなわち力田者を「富豪層として捉えうる農民である」とする。そして「八世紀の史料にみえる力田者とは、律令支配体制の中で徐々に営田を軸として個別経営に着手し、私出挙などの行為をとおしてしだいに班田農民の従属化を行なっていった農民に他ならないこと、それは九世紀以降の力田者と本質的に異なるものではないこと」などとしている。つまり、階級差が富の蓄積によって進んでいき、それと同時に社会的な流動性によって「使人」たちも編成されていったとみることができる。力田者は有力な家の一部の者たちであるため、すべての家で同様のことがあったとは考えにくいだが、富の蓄積によって社会の流動性は加速していったのではないだろうか。

おわりに

以上、『靈異記』のいくつかの説話から家の景観とその構成員について見てきた。家は複数の建物によって構成されていたこと、その建物は名称によってさまざまな機能を持つものがあったことを確認した。

また、家の構成員は、家を維持経営していく立場にある「家長（家主）」「家室」「嬢」など、血縁関係にある家の中心的な者たちと、家から「間食」などの食料が与えられる「使人」である「童女」「稻舂女」「家人」「家児」「家口」などであることが確認できた。「使人」は、家の竈で食事をしていたことも確認できることから、基本的に家の労働力である。両者の関係は、食料支給による労働力編成という社会的な背景や通例といったものによって成立していたものと思われる。その代表的なものが「魚酒」と呼ばれる労働力編成にともなう食料支給である。『靈異記』にあらわれる「使人」は、食料支給を受けながらも個別に使うことのできる財を持っていたが、食料支給の対価は労働であることは明白であるため、太政官符に見える「田夫」とほぼ同じとすることができであろう。「使人」がいかなる層のものであったのかについては、当時の社会が極めて流動性の高いものであったことが確認できたことから、基本的には家を構成できない下層農民であろうが、それ以外の様々な層でも「使人」となっていた可能性があるのではないかと考える。彼らは、基本的に「奴婢」のような隷属的な性格をもつものではなく、純粋な労働力として把握されていたのであろう。籍帳にはそのような家の姿がある程度反映していたものと考えられる。なお、流動的な労働力であるが、中には恒常的に家の労働力として雇われていたものもいたであろう。

【註】

- 1 以下、『日本靈異記』のテキストとして本論に引用するのは新日本古典文学大系本からである。
- 2 瓦に隔。
- 3 『日本靈異記』中卷第三十三縁。
- 4 『日本靈異記』上卷第二縁。
- 5 『延喜式』卷二十三民部下「年料春米」。
- 6 『日本靈異記』上卷第十二縁。
- 7 関和彦『日本古代社会生活史の研究』（校倉書房、一九九四年）。
- 8 『日本靈異記』上卷第二縁。
- 9 『日本靈異記』中卷第十縁。
- 10 『日本靈異記』中卷第四十一縁。
- 11 『日本靈異記』上卷第十一縁。
- 12 『類聚三代格』承和八年閏九月二日付太政官符。
- 13 石井克己「黒井峯遺跡の概要」（『月刊文化財』二八八号、一九八七年）。石井克己・梅沢重昭『黒井峯遺跡―日本のポンペイ』（日本の古代遺跡を掘る）四、読売新聞社、一九九四年）。
- 14 鬼頭清明『律令国家と農民』（塙書房、一九七九年）、広瀬和雄「考古学から見た古代の村落」（岩波講座『日本通史』第三卷、岩波書店、一九九四年）。
- 15 『日本靈異記』上卷第二十三縁。
- 16 『日本靈異記』上卷第九縁。
- 17 たとえば『常陸国風土記』新治郡条など。
- 18 山尾幸久『日本古代国家と土地所有』（吉川弘文館、二〇〇三年）。
- 19 卍に悪。
- 20 口に集。
- 21 言に事。
- 22 新日本古典文学大系『日本靈異記』の訓読と注釈。
- 23 河音能平「日本令における戸主と家長」（『中世封建制成立史論』、東京大学出版会、一九七一年）。
- 24 太田愛之「揺籃期の『家』（『社会経済史学』五七・四、一九九一年）。
- 25 『日本靈異記』上卷第二縁。

- 『播磨国風土記』揖保郡荻原里条。 26
- 『日本靈異記』上巻第十縁。 27
- 前掲註19。 28
- 篠川賢「『日本靈異記』の「家」」（小峯和明・篠川賢編『『日本靈異記』を読む』、吉川弘文館、二〇〇四年） 29
- 前掲註18。 30
- 篠川賢「『日本靈異記』における婚姻・家族形態について」（『成城短期大学紀要』一六、一九八五年） 31
- 河音能平「生活の変化と女性の社会的地位―首長制的秩序から家父長制的秩序へ―」（女性史総合研究会編『日本女性生活史』、第二巻中世、東京大学出版会、一九九〇年） 32
- 前掲註16。 33
- 前掲註16。 34
- 『律令』戸令戸主条。 35
- 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）。 36
- 岸俊男『古代籍帳の研究』（塙書房、一九七三年）。 37
- 安良城盛昭『歴史学における理論と実証 第I部』（御茶の水書房、一九六九年。後、『日本封建社会成立史論』（岩波書店、一九八四年）にも所収） 38
- 前掲註33。 39
- 杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」（『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は、土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年）。 40
- 吉田晶『日本古代社会構成史論』（塙書房、一九六八年）。門脇貞二『日本古代共同体の研究』（塙書房、一九六〇年）。杉本一樹「戸籍制度と家族」（『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は、大林太良編『日本の古代』第一巻ウヂとイエ、中央公論社、一九八七年）などによって、この戸の変動過程について検討されている。 41
- 吉田晶『日本古代村落史序説』（塙書房、一九八〇年）。 42
- 今津勝紀「日本古代の村落と地域社会」（『考古学研究』五〇巻三号、二〇〇三年）。 43
- 戸田芳実「古代末期の農民問題」（『史泉』三九号、一九六九年。後、『初期中世社会史の研究』に所収）。 44
- 前掲註35。 45
- 前掲註19。 46
- 『日本書紀』大化二年三月甲申条、『日本後紀』弘仁二年五月甲寅条。 47

『類聚三代格』 卷十九 禁制事 48
 『類聚三代格』 弘仁十二年五月廿七日付太政官符。 49
 『続日本後紀』 天長十二年五月壬子条。 50
 亀田隆之「力田者」の考察」(『人文論究』 十四卷三号、一九六三年、後、『日本古代用水史の研究』、吉川弘文館、一九七三年に付論として所収) 51

終章

本稿は史料上の表記である「村」を律令制下の在地社会の基盤に位置づけることを意図したものである。古代村落を研究対象とするにあたり、「村」そのものの意識について検討してきた。

第一章では、東大寺東南院文書に残る山背国宇治郡賀美郷堤田村における売券と越後国出土の文書木簡を取り上げ、所属する郷と居住する「村」にはズレがあることを検討した。このズレを在地社会の中に位置づけるにあたって、「村」が在地社会の基盤となっており、そこに重層的に律令制度が重なっていたのではないかと想定した。律令制下において史料上に「村」とあらわれる事例は多いが、具体的な内容をもつものは限りなく少ない。土地売券などにはわずかながら当時の実態を示す事例が見受けられ、その中からこのような姿を確認することができた。

第二章では、「加賀郡勝示札」にみえる深見村と田領について検討を行った。ここにみえる深見村も第一章の堤田村同様、在地社会の基盤となっている可能性があり、それが郡雑任である田領の認識する世界であったことが確認できた。田領は郡雑任の一つであり、在地社会において近い役職であった。八世紀には田地の実検を行うなど活発な活動をしていたが、九世紀以降その職掌に変化がみられ、史料にあらわれにくくなることを確認した。

第三章では、前の二章で確認してきた在地社会の基盤に「村」を位置づけることが可能かどうかを検討した。「村」の史料だけでは、その時代的な特徴を追うことは不可能であることから、五十戸組織の制度の変遷を軸に五十戸組織の性格の変化と「村」との関係について検討した。その結果、五十戸組織が制度の変遷とともに在地社会に接近し、その性格が変化したことを確認できたが、それは在地社会では「村」を基盤として位置づけられていたことが影響していたからであろうと思われる。このことによって、在地社会の基盤であった「村」を基準とした古代社会像を描く

ことができるのではないかという見通しを得た。

第四章では、「村」の内部構造について検討を試みた。「村」の史料には多くの場合、家があらわれる。まず災害記事や売券などの史料からその点を確認した。また「村」はそこに複数の集落を含めることで成立しているものと考えられている。風土記などの史料を用い、その関係や構成について検討した。

第五章では、家の景観と人員構成を主に検討した。家の景観については『日本霊異記』に見えるものを参照しながら、家同士の関係や階層差などにも注目した。家の人員構成についても同様である。この点は、籍帳も用い当時の家族の姿を把握することを試みた。また、当時の社会における家の存続は厳しいものであったが、その流動性の激しい社会において家がどのように見えるのかを検討した。

以上、本稿の内容についてまとめてみた。「村」をどう理解するのかについて検討してきたが、その実態についてはあまり明らかにできていない。それは、問題の主眼が表記された「村」の理解だからである。「村」はいったい何を示そうとしていたのか、この点は従来ほとんど検討されることはなかったのではないか。論拠に乏しい部分も多いが、現段階で考える「村」についての古代村落像は次のようなことがいえる。

①「村」と五十戸組織は、空間的に必ずしも一致しない。両者のズレは史料上確認することは難しいが、山城国宇治郡賀美郷堤田村や越後国頸城郡野田村、加賀国加賀郡深見村などの事例から確認することができ、「村」が在地社会の基盤として存在している一方、五十戸組織はそれとは異なる基準で編成されていることがわかる。

②このズレに対しては、「村」が長期にわたって存続していたこと、五十戸組織が時代を経るごとに「村」に接近してきたことなどを通して、それらの関係を改めて検討する必要があると思う。

③ 古代社会は家ごとに労働力が編成されその安定性を志向する一方で、家ごとの貧富差や労働力そのものが流動的であることが影響して、流動的な社会であったといえる。「村」はそのような家が複数集まって構成されている。

④ そのような構成をもつ「村」は在地社会においてある程度安定して存続していたものと考えられる。そのため、在地社会における「村」の認識は高く、それが後に五十戸組織が在地社会に接近した際に混同される要因ともなった。

「村」に関する課題はなお難問ばかりであるが、それらについては今後の課題としたい。